

解 説 編

～ 利用上の注意 ～

本編に収録した内容は、原則として令和2年（令和2年1月～令和2年12月）における調査内容を基に作成していますが、一部の項目につきましては、調査のあった最終年次の内容を基に掲載しております。

なお、特筆された場合をのぞき、海面漁業生産量及び産出額の値は、海面漁業経営体の所在地毎に計上された属人統計です。

I 本県水産業の概況

1 海面

茨城県の海は、沖合では親潮と黒潮が交錯して流れ、沿岸ではこれら海流から波及する水と沿岸水が混合する水域で、いわし類、さば類、さんま、かつお、しらすなどの寒・暖流性魚類の好漁場が形成されています。茨城県の海岸線は南北に約 190km に及ぶ湾入部のほとんどない単調な地形で、県中央部を流れる那珂川を境に、北は磯場であわび等、南は砂浜で二枚貝（鹿島灘はまぐり、ほっきがい等）の漁場となっています。沿岸域の天然礁は、すずき、ひらめ、かれい等の漁場となっています。茨城県では、多様な環境に適応した様々な漁業が営まれています。遠洋・沖合漁業では大中型まき網、沖合底びき網等が、沿岸漁業では船びき網、小型底びき網、貝桁網、刺網、採貝等が代表的です。一方、養殖業は海岸線が単調で湾のような静穏域が確保されにくいことから、陸上施設でのあわび養殖等に限られています。

2 霞ヶ浦北浦

茨城県の南部に位置する霞ヶ浦は、琵琶湖に次ぐ国内第 2 位の面積（約 172 km²）、隣接する北浦は国内第 15 位の面積（約 36 km²）を有しています。いずれも海跡湖であり、平均水深は約 4 m、最大水深でも 7 m と広くて浅い湖です。

霞ヶ浦北浦では、古くから漁業活動が盛んで、海面と同等に漁業生産力が高い湖沼として、漁業法に基づく「海面」指定を受けています。わかさぎ、しらうお、川えび、いさざあみ、はぜ類などの小型魚介類を対象とした小型機船底びき網を主体に、さし網、ます網、つけ、はえ縄などが営まれています。養殖業は、こい、ふな、なまず等の魚類養殖（小割式養殖）と淡水真珠養殖が営まれています。勇壮な姿で知られる帆びき網は、かつてしらうお、わかさぎを狙って盛んに営まれていましたが、昭和 40 年代に動力漁船漁業への転換が進み、現在は観光漁業として操業されるのみとなっています。

3 内水面

茨城県には利根川や那珂川、久慈川等大小合わせて 227 の河川と、涸沼や牛久沼等の湖沼があり（霞ヶ浦北浦及び外浪逆浦は除く）、多様な漁業、遊漁が行われています。涸沼川、涸沼のしじみや、大北川、那珂川、久慈川のあゆは、全国でも有数の生産量です。秋に河川を遡上するさけは、風物詩となっており、県北部などの山間地域では、主にます類の養殖が行われています。

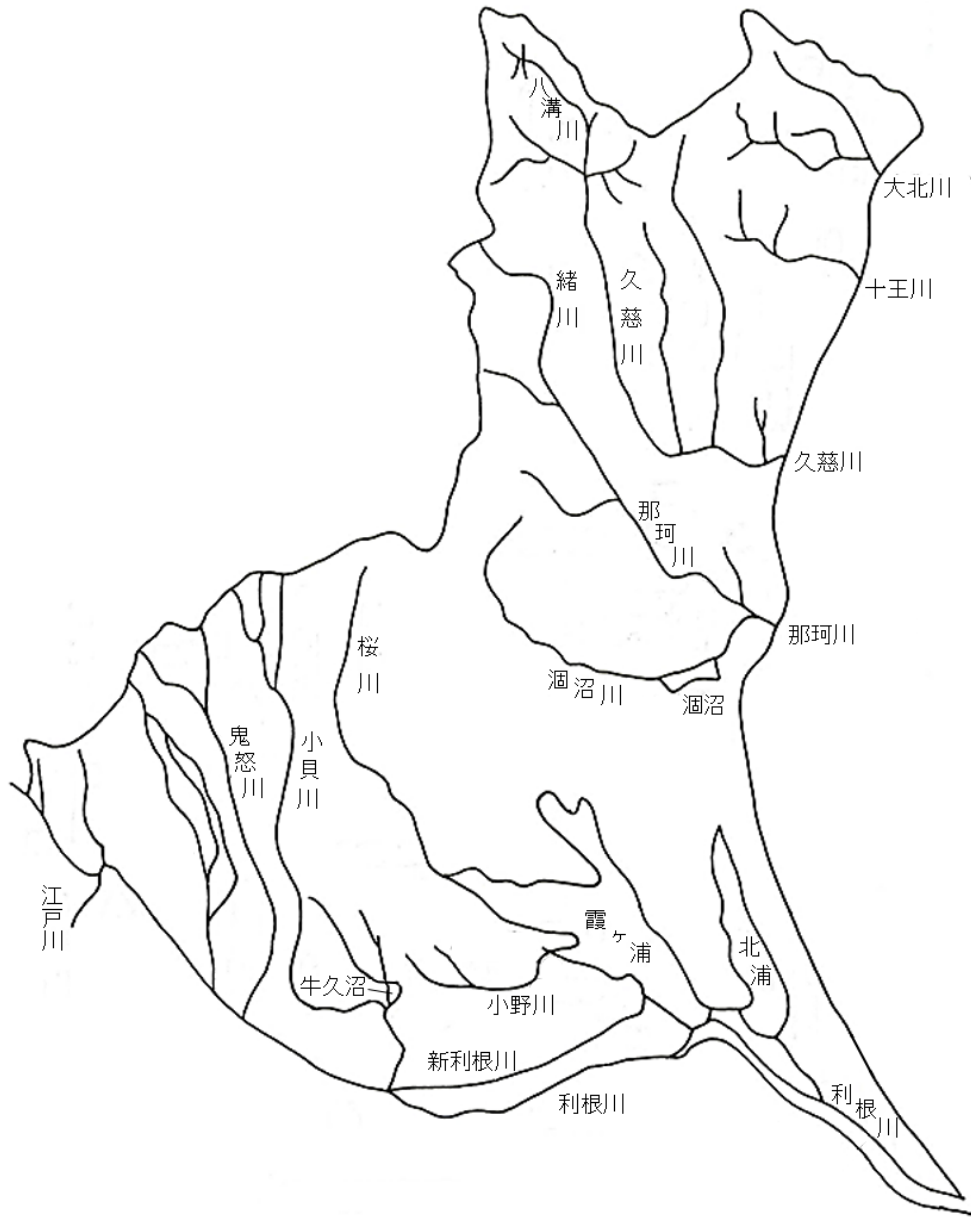


図1 茨城県の概略図

表1 茨城県で営まれている漁業と主な漁獲物

海面	沖合漁業	大中型まき網（いわし、さば）、沖合底びき網（いか、あなご、かれい）
	沿岸漁業	船びき網（しらす）、小型底びき網（いか、ひらめ、かれい）、貝桁網（はまぐり、ほっきがい）、刺網（ひらめ、かれい）
霞ヶ浦北浦	漁業	小型機船底びき網（わかさぎ、しらうお、川えび）、ます網（はぜ、えび、こい、ふな）、さし網（しらうお、こい、ふな）、つけ・ほえ縄（川えび、うなぎ）
	養殖業	魚類養殖（こい、ふな、なまず）、真珠養殖（淡水真珠）
内水面	しじみ、あゆ、こい、ふな	

II 漁業生産

1 海面漁業 —漁業生産（属人）の動向—

(1) 漁獲量

本県の海面漁獲量は、主に大中型まき網漁業が漁獲する多獲性魚類（いわし類やさば類）の豊凶で大きく変動します。昭和40年以降は20万トン前後で推移したところ、昭和53年から55年のさば類の豊漁や、昭和55年以降のまいわし資源の急増で増加し、昭和61年は112万トンに達しました。その後、まいわし資源の減少などにより、平成10年から15年は20万トン前後に低下しました。さば類やまいわしの資源は平成25年頃から増加傾向にあります。TACなどの資源管理の取り組み等により、近年は20～30万トンで推移しています（図2）。

令和2年の海面漁獲量は302,213トン（前年290,796トン）で、全国第2位（前年第2位）です。主な魚種は、まいわし（令和2年223,966トン、全国第1位）及びさば類（令和2年63,223トン、全国第1位）で、本県の海面漁獲量の9割以上を占めています（図3）。

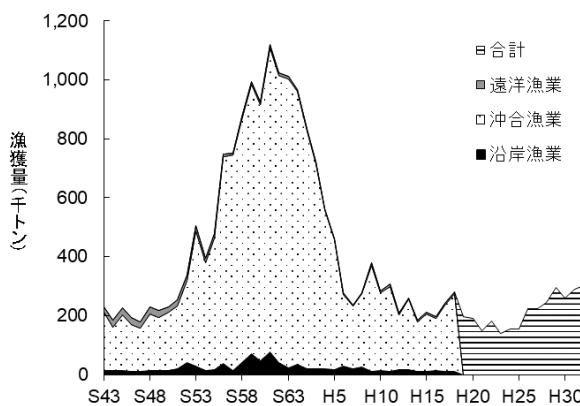


図2 海面漁獲量の推移

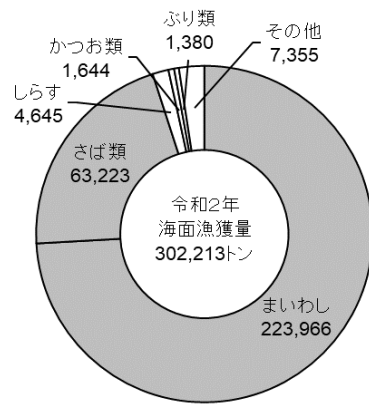


図3 海面漁獲量の品目内訳

(2) 漁業産出額

本県の漁業産出額は、昭和41年に100億円を超えて以降、遠洋、沖合、沿岸の各漁業でそれぞれ増加し、昭和49年に200億円に達しました。その後も大中型まき網漁業の豊漁や比較的高い魚価に支えられ、昭和52年には300億円を超え、昭和58年の359億円をピークに平成3年頃まで300億円程度の産出額が続いていました。しかし、その後のまいわし資源の減少や魚価の低迷などにより減少傾向となり、一時期かたくちいわし、さば類、するめいかの豊漁により回復しましたが、平成16年には153億円まで減少しています。その後は若干の増減が見られるものの、概ね150～250億円程度で推移しています。

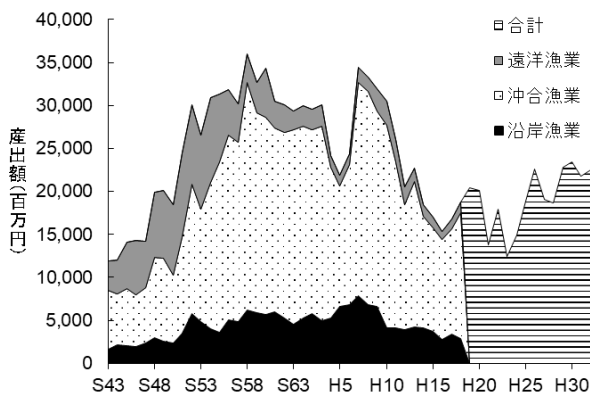


図4 海面漁業産出額の推移

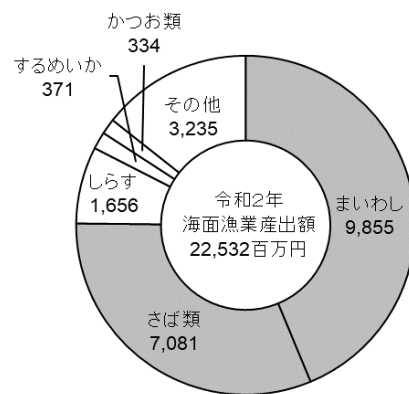


図5 海面漁業産出額の品目内訳

令和2年の海面漁業産出額は22,532百万円（前年21,817百万円）で、全国第10位（前年第11位）です。主要漁獲物が単価の安いさば類やまいわしであるため、漁獲量に比べて低い順位となっています。産出額上位魚種は、さば類、まいわし、しらす、するめいか、かつお類です（図5）。

海面の部門別漁獲量は、遠洋漁業が3千トン、沿岸漁業が7千トン程度で推移する一方、沖合漁業は、平成26年以降のさば類の豊漁を受けて増加しています（図6-1）。漁業産出額も、漁獲量同様に沖合漁業に増加の傾向があります。沖合漁業の主要漁獲物は単価の安いさば類やいわし類であるため、漁獲量に比べ、全体に占める沖合漁業の割合が低くなっています（図6-2）。

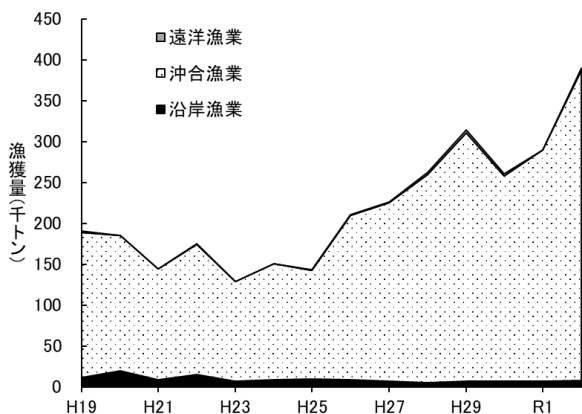


図6-1 海面の部門別漁獲量の推移

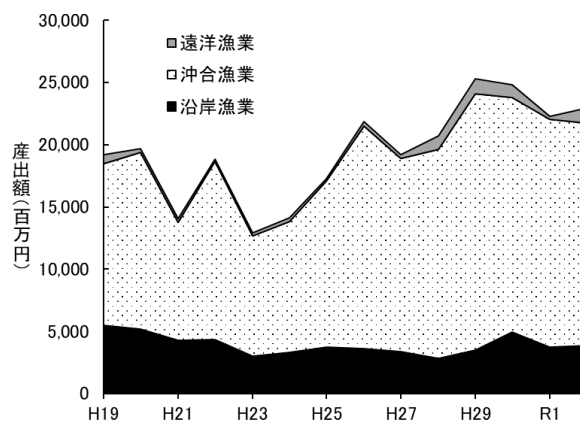


図6-2 海面の部門別漁業産出額の推移

※ H19以降、農林水産省「茨城農林水産統計年報」では部門別漁獲量・産出額が統計対象外となったことから、図6-1、6-2は茨城沿海地区漁業協同組合連合会「茨城県水揚高集計表」を引用している。

(3) 遠洋漁業の動向

かつお・まぐろ漁業は、200海里等国際的な漁業規制の強化や2度にわたるオイルショック等により厳しい経営を余儀なくされたため、昭和56～58年及び62年に自主減船を実施しました。また、母船式さけ・ます流し網漁業は、旧ソ連の200海里漁業水域の設定、さけ・ます母川回帰主義の台頭による操業水域の規制や漁獲量の大幅削減、日ソ漁業協定に基づく漁獲割当ての大幅な削減により、昭和52年と昭和61年に自主減船を実施しました。さらに、平成5年には公海流し網漁業が禁止されたことに伴ういか流し網漁業の消滅があり、漁獲量・産出額ともに大きく落ち込みました。平成19年以降、農林水産省の統計では部門別漁獲量・産出額が統計対象外となったところ、茨城県沿海地区漁業協同組合連合会の統計によれば、平成20年以降の漁獲量は500トン未満で推移したものの、平成28年から平成30年の間は大幅に増加し、3,000トン前後となりました。平成30年の経営体数は非公表です。

(4) 沖合漁業の動向

①大中型まき網漁業（1そうまき網その他）

大中型まき網漁業は本県の基幹漁業であり、令和2年の漁獲量は289,493トン（前年279,115トン）、平成30年の経営体数は11経営体です。大中型まき網漁業の主な漁獲対象のさば類、まいわし、まあじは、水産資源の持続的利用を図るため、平成9年以降、漁獲可能量（TAC）制度による資源管理を実施しています。このほか平成23年以降実施している資源管理計画等の取り組みにより、まさば資源は回復基調にあります。

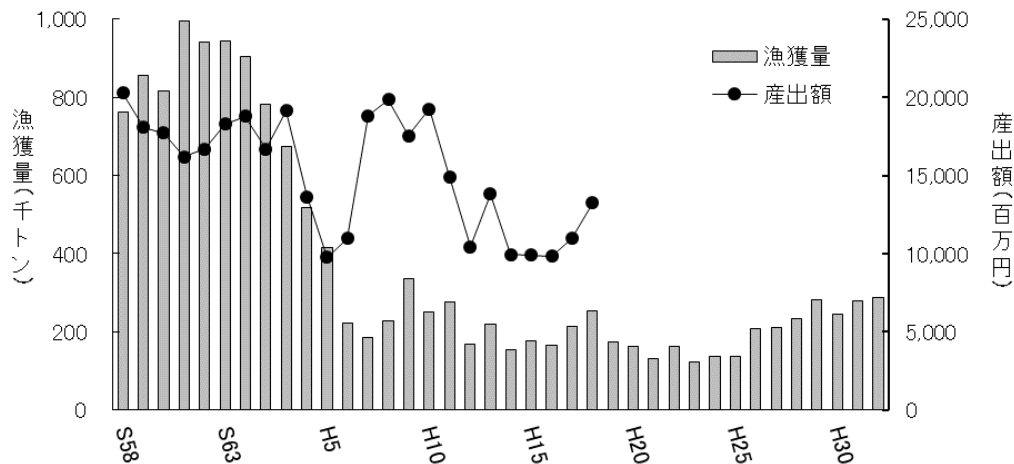


図7 大中型まき網漁業の漁獲量と産出額
※ H19以降、産出額は統計対象外。

②沖合底びき網漁業

沖合底びき網漁業の主な漁獲対象は、いか・たこ類や底魚類で、令和2年の生産量は1,825トン（前年1,487トン）、平成30年の経営体数は8経営体です。平成23年の東日本大震災に伴う原発事故の影響により、北緯36度47分（北茨城市磯原付近）以北を操業自粛区域としています。

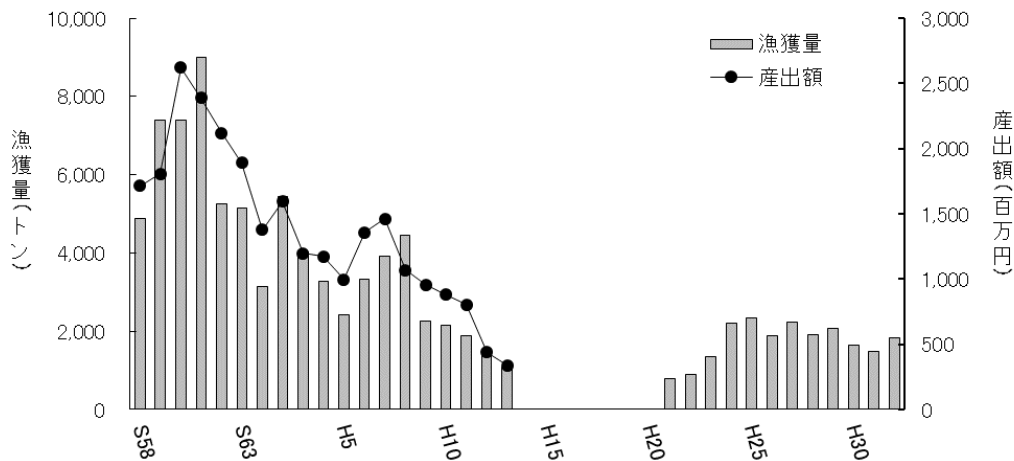


図8 沖合底びき漁業の漁獲量と産出額の推移
※ H19以降、産出額は統計対象外。H14～H20は統計値がない。

(5) 沿岸漁業の動向

本県沿岸漁業は、船びき網や底びき網、刺網、ひき縄釣り等の多様な漁法が発達し、漁業者は海況に応じた漁業種類を選択して操業しています（表1）。

表2 沿岸漁業の漁期（漁期：●）

漁法、主な魚種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
船びき網												
しらす					●	●	●	●	●	●	●	
さより	●	●	●									
いかなご		●	●	●								
おきあみ		●	●									
底びき網												
板びき網												
ひらめ、かれい、いか、たこ	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
えび板びき網												
さるえび	●	●	●									●
貝けた網												
鹿島灘はまぐり、ほっきがい	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
刺網												
流し網												
いなだ、たい				●	●							
固定式刺網												
ひらめ、かれい						●	●	●				
その他												
ひき縄釣・一本釣												
かつお、めじ、いなだ									●	●	●	●
ひらめ	●								●	●	●	●
せん・かご												
あなご、ばい							●	●				

① 船びき網漁業

船びき網漁業は4.9トンの小型船が多く、主な漁獲対象はしらす、いかなご、おきあみ等の回遊性資源です。来遊量の多寡は海況条件に強く影響されることから、漁獲量及び産出額は大きく変動します。平成以降は、春季に親潮系冷水の差し込みが弱い海況の年が多いため、暖水系資源であるしらすが主な漁獲対象となっています。令和2年の漁獲量は5,410トン（前年3,951トン）、平成30年の経営体数は190経営体で、全経営体の半数以上が営む本県主要漁業の一つです。

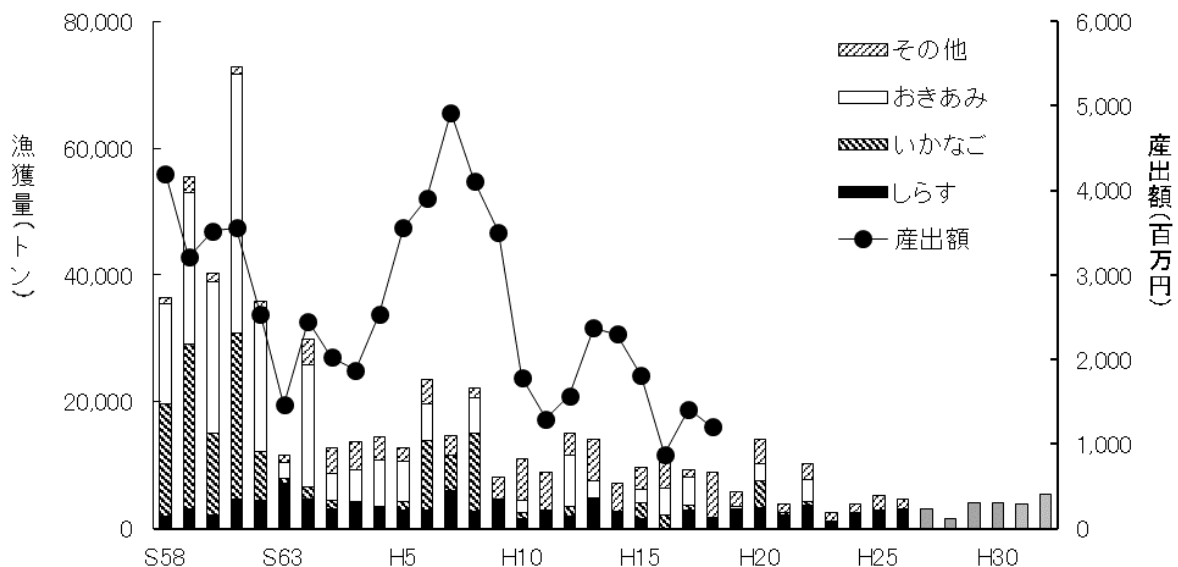


図9 船びき網漁業の漁獲量と産出額の推移

※ H19以降、産出額は統計対象外。

※ H27以降、魚種別漁獲量の統計がないため合計値を表示する。

② 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業には、網口開口板を使用した板びき網漁業（5トン以上15トン未満船）、えび板びき網漁業及び自家用餌料板びき網漁業（5トン未満船）と、貝けた網を用いる貝けた網漁業の4種類があります。主な漁獲対象は、板びき網とえび板びき網漁業は、ひらめ、かれい類などの底魚類、たこ・いか類、えび等、貝けた網漁業は、鹿島灘はまぐり、ほっきがいの二枚貝類です。令和2年の漁獲量は1,108トン（前年1,382トン）、平成30年の経営体数は123経営体です。

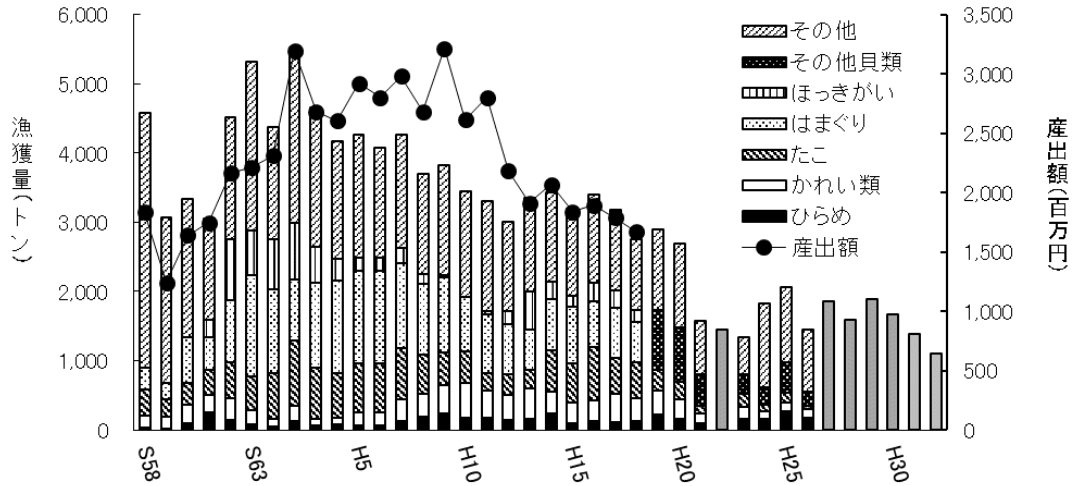


図10 小型底びき網漁業の漁獲量と産出額の推移

※ H19以降、産出額は統計対象外。「はまぐり」「ほっきがい」は「その他の貝類」に統合された。

※ H22及びH27以降、魚種別漁獲量の統計がないため合計値を表示する。

③ 刺網漁業

沿岸で操業する刺網漁業には、網を潮の流れにまかせる流し網漁業と網を固定して設置する固定式刺網漁業の2種類があります。主な漁獲対象は、流し網では、ぶり類、たい類等、固定式刺網ではひらめ、かれい類等です。令和2年の漁獲量は96トン（前年151トン）です。

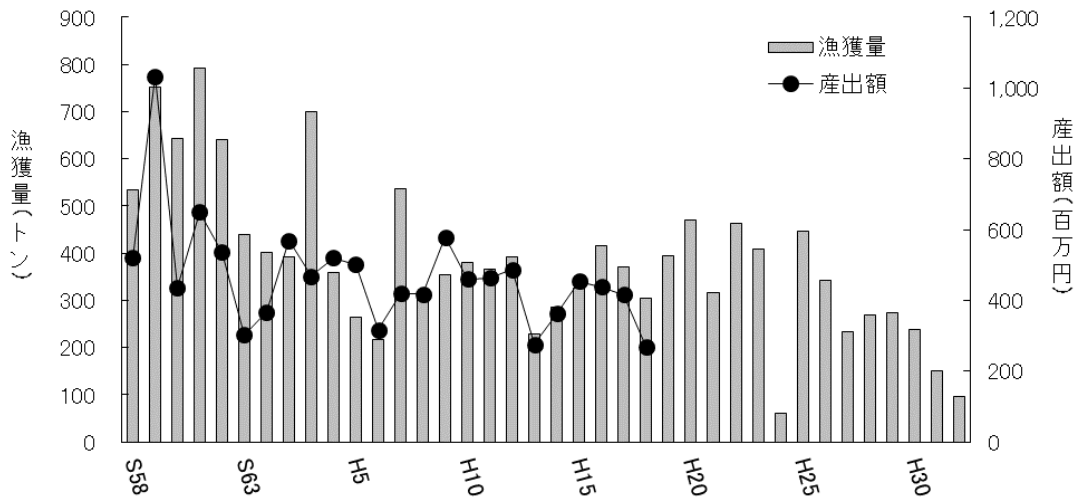


図11 刺網漁業の漁獲量と産出額の推移

※ H19以降、産出額は統計対象外。

(6) 栽培漁業対象種の漁獲量と産出額

本県における栽培漁業の基本的な方向性を定める「栽培漁業基本計画」は、令和4年度から第8次計画（令和8年度まで）に移行し、第7次計画に位置付けられていたヒラメ、マコガレイ、アワビ、鹿島灘はまぐりに、ホシガレイとムラサキウニを加えた計6種を栽培漁業対象種としています。これらのうち第7次計画に含まれていた4種の令和2年の合計漁獲量は計533トンで、本県の海面漁獲量の0.2%に留まりますが、産出額は計4億9,400万円で、本県の海面漁業産出額の2.2%を占めています。

ヒラメについては、平成7年の茨城県栽培漁業センター開所に伴う種苗の大量放流開始後、漁獲量は増加し、漁獲量の下支えが図られています。令和2年の漁獲量は230トンとなっています。

アワビについては、他の魚種に比べ、漁獲物に占める放流貝の割合が高くなっています。そうしたなか種苗生産施設が東日本大震災で被災し、平成23年から26年まで放流貝の生産・放流が大幅に縮小となったことにより生産量は震災前より大きく減少しましたが、平成27年以降は種苗放流数が震災以前の水準に回復したほか、漁業者による自主的な漁獲管理などにより漁獲量は回復し、令和2年の漁獲量は15トンとなっています。

鹿島灘はまぐりについては、平成19年から国による統計値が非公表となりましたが、平成18年時点の漁獲量は579トンと全国第1位の生産を上げ、産出額でも6億7,200万円と沿岸漁業産出額の23.3%を占める重要資源となっています。そのため、漁業者は資源を持続的に利用することを目的に、自主的に操業日及び操業時間の規制、水揚金額のプール化等を内容とする資源管理型漁業を実践しています。県水産試験場による集計では、平成20年代に漁獲量が大きく減少し、平成24年には85トンとなりましたが、平成26年生まれが多く発生し、これが漁獲対象となった平成29年以降の漁獲量は増加に転じ、令和2年には279トンとなっています。

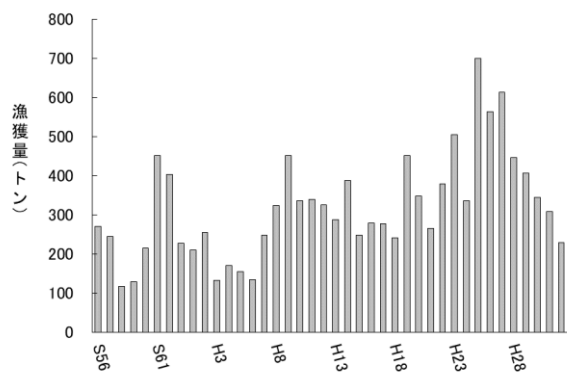


図 12-1 ひらめの漁獲量の推移

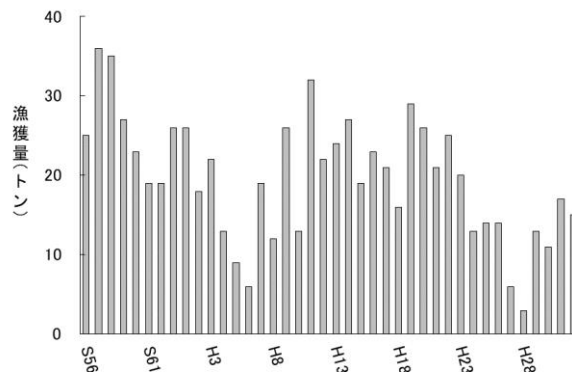


図 12-2 あわびの漁獲量の推移

2 霞ヶ浦北浦の漁業・養殖業

全国第2位の湖沼面積を有する霞ヶ浦北浦は、わかさぎ・しらうおひき網漁業、いさぎ・ごろひき網漁業、張網漁業、掛網漁業などの各種漁業と、網いけすを用いたこい等の小割式養殖業、淡水真珠養殖業が営まれ、全国有数の生産地となっています。令和2年の漁獲量は670トン、養殖業収穫量は873トン（統計数値非公表のため北浦分を除く）で合計1,543トンです（図13）。

こい養殖は、平成15年以降コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生により休止されていましたが、KHV病耐性こいの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開されました。令和2年の本県のこい養殖収穫量は812トン（前年970トン）で、そのほとんどが霞ヶ浦北浦で養殖されています。

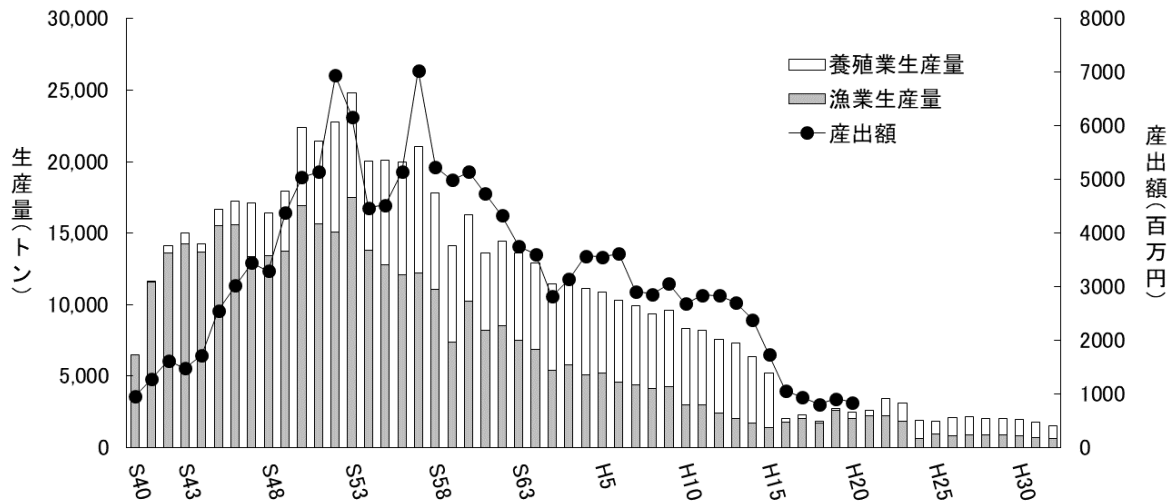


図13 霞ヶ浦北浦の生産量と産出額の推移
※H21以降、産出額は統計対象外。

(1) 漁業

昭和40年代までは、汽水湖であったため、わかさぎ、しらうお、しじみ等が主な漁獲物でしたが、その後湖の淡水化に伴い魚種組成が変わり、はぜ類やえび類が主な漁獲物となりました。生産量は昭和53年にピーク（17,487トン）に達し、その後は、富栄養化の進行、水生植物帯の減少、外来魚の繁殖など漁場環境の悪化により、生産量の減少傾向が続いています。現在は、わかさぎ、しらうお、えび類が主要な漁獲物となっており、全体の約5割を占めています。霞ヶ浦北浦における主な漁業の操業期間は表3のとおりです。

表3 霞ヶ浦北浦における主要漁業操業期間・主要魚種漁獲時期

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
【漁業種別】													
いさぎ・ごろひき網 (横ひき網)	1/20 →		3/1 ←										
わかさぎ・しらうおひき網 (トロール網)							7/21 ←						12/31 →
雑魚さし網(掛網)	1/1 ←											12/31 →	
しらうおさし網 (しらうお建網)	2月末日 →		4/1 ←		5/15 →							11/1 ←	
ます網(張網)	1/20 →	3/1 ←											
【魚種別】													
わかさぎ							←						→
しらうお	→		←		→		←						
えび類							←						→
はぜ類							←						→
いさぎあみ					←				→				
ふな・こい	→												←

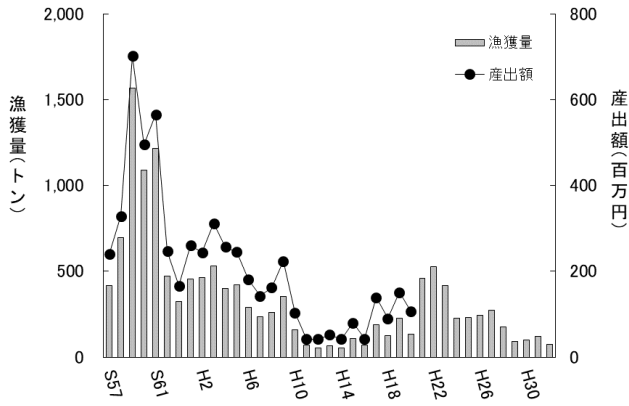


図 14-1 わかさぎの漁獲量と産出額の推移
※H21以降、産出額は統計対象外。

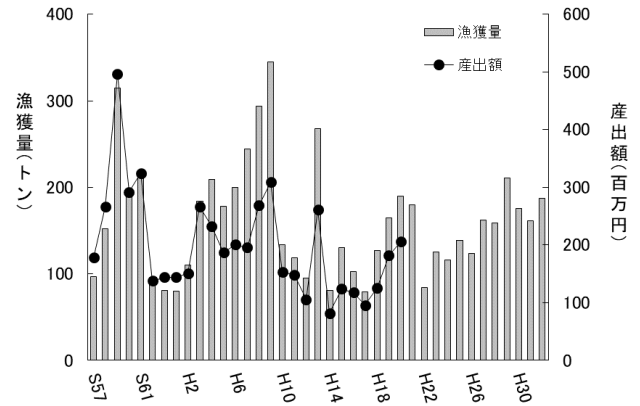


図 14-2 しらうおの漁獲量と産出額の推移
※H21以降、産出額は統計対象外。

(2) 小割式養殖業

昭和30年代に導入されたこいの小割式（湖内にいけす網を設置する）養殖業は、陸上池よりも施設の経費が少なく、多量に飼育することができるという利点から急速に普及し、全国一の生産をあげるようになりました。

こい養殖収穫量は、昭和57年にピーク（8,641トン）に達しましたが、その後は、魚価の低迷による転廃業や需要動向に見合った適正な生産規模への移行等により減少傾向が続いていました。平成15年のコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生により、こい養殖は一時休止されましたが、KHV病耐性こいの生産技術の開発などにより、平成21年4月から再開され全国一の生産をあげています。令和2年の収穫量は812トンで、全国第1位です。

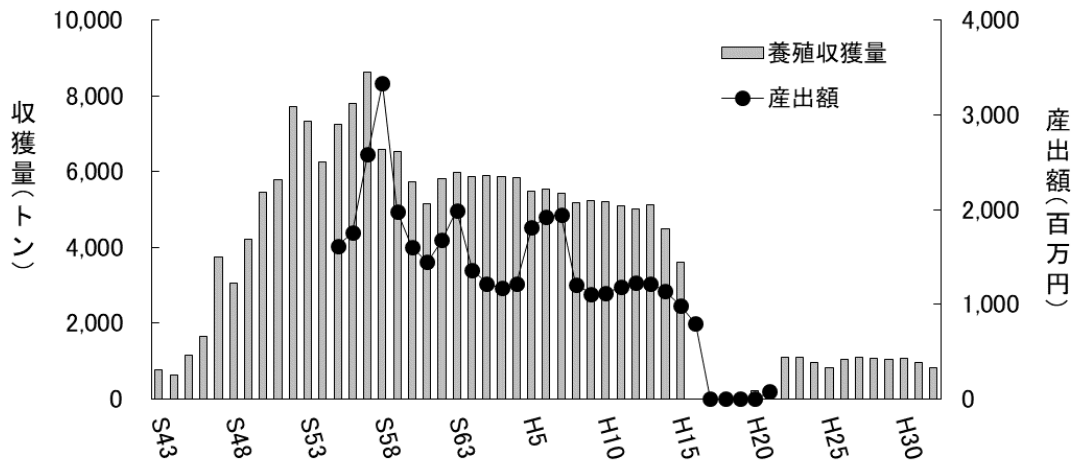


図 15 霞ヶ浦北浦のこい養殖収穫量と産出額の推移
※ H21以降、産出額は統計対象外。

(3) 淡水真珠養殖業

霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の河口付近では、「いけちょうがい」による淡水真珠養殖業が営まれています。令和2年の淡水真珠の収穫量は15kgで、全国第1位です。

3 内水面漁業・養殖業（霞ヶ浦北浦を除く）

霞ヶ浦北浦を除く湖沼や河川では、しじみ、あゆの主要2種が内水面（霞ヶ浦北浦除く）生産量の9割以上を占めています。湖沼及び湖沼川（那珂川水系）ではしじみが、那珂川、久慈川ではあゆが、鬼怒川を含む利根川ではこい等が漁獲対象です。近年の内水面漁業生産は、護岸整備等による魚類の生息環境の変化や、カワウ、外来魚による食害等により、減少傾向にあります。

令和2年の内水面（霞ヶ浦北浦除く）生産量は、1,768トン（前年1,876トン）です。県北部などの山間部では、にじます、やまめ等のます類などが養殖されています。

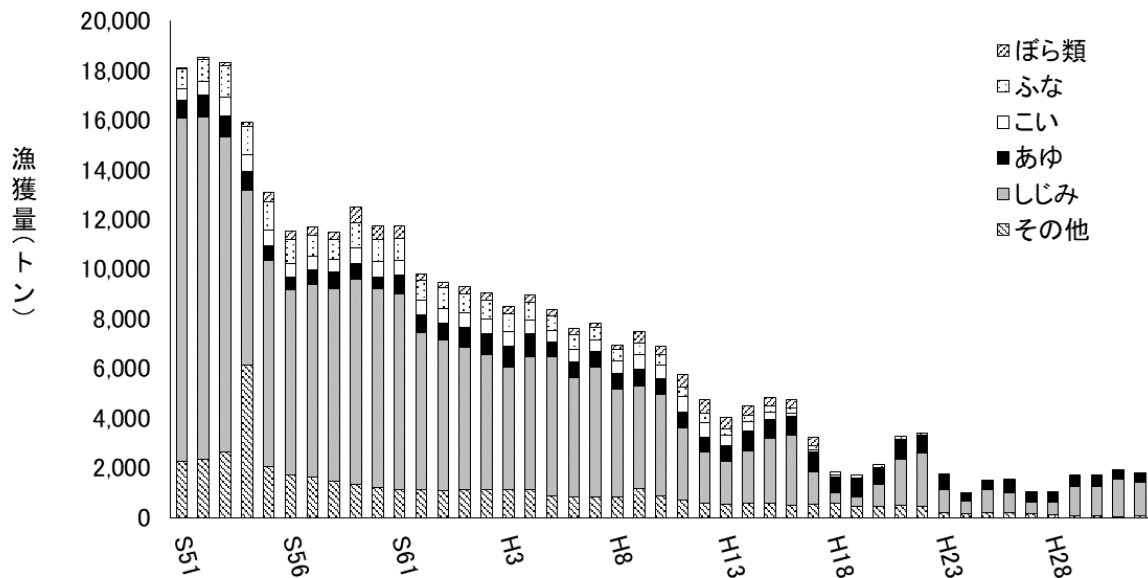


図 16 内水面漁業の魚種別漁獲量の推移

※ H19以降、「ぼら類」は「その他」に統合された。

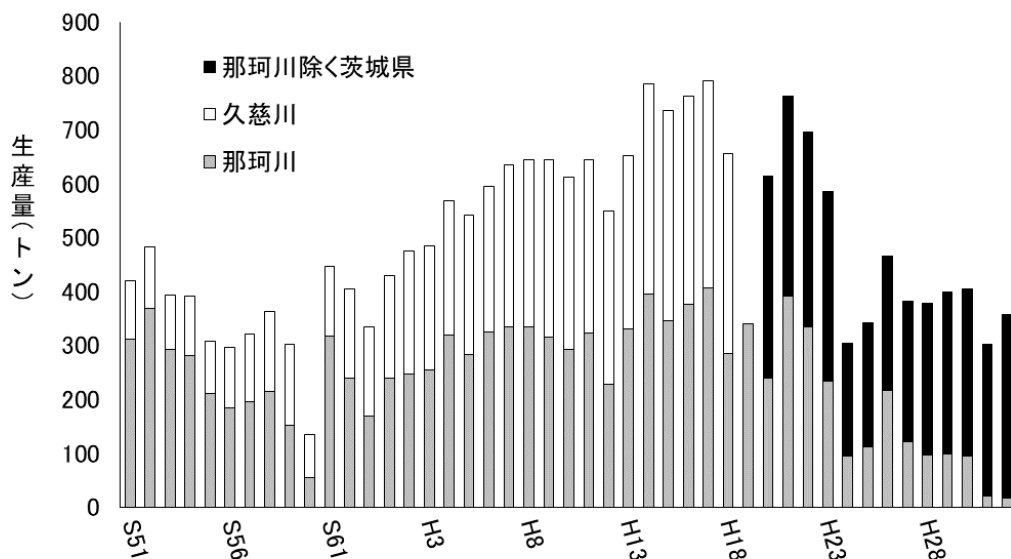


図 17-1 あゆの主要河川別漁獲量の推移

※ H19以降、「久慈川」は秘匿 x とされたため、「那珂川除く茨城県」「那珂川」とする。

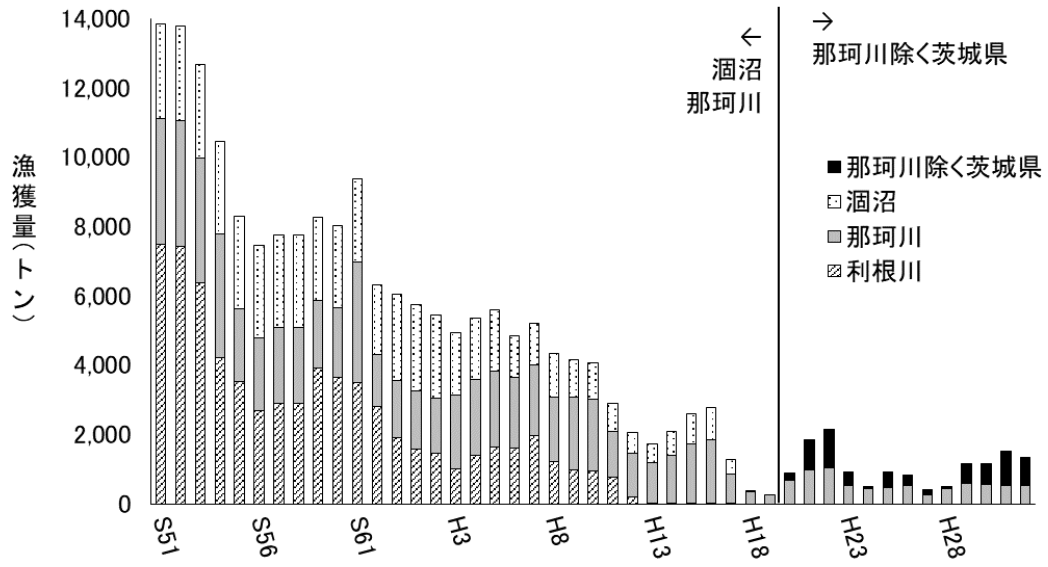


図 17-2 しじみの主要河川（湖沼）別漁獲量の推移

※ H19 以降、「酒沼」は秘匿 x とされたため、「那珂川除く茨城県」「那珂川」とする。

4 国内生産の動向

(1) 日本の漁業・養殖業

日本の漁業・養殖業生産量は昭和59年をピークに平成7年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向にあります。令和2年の漁業・養殖業生産量は4,234千トン（前年4,196トン）、うち海面漁業は3,213千トン（前年3,228千トン）、海面養殖業は970千トン（前年915千トン）、内水面漁業・養殖業は51千トン（前年53千トン）です。

令和2年の日本の漁業・養殖業生産量423万トンは、世界第11位（前年第10位）で、上位国は、中国8,393万トン、インドネシア2,183万トン、インド1,416万トンです（水産庁「令和3年度水産の動向」）。

表4 日本の漁業・養殖業生産量 (単位：千トン)

	昭和60年	平成10年	平成30年	令和元年	令和2年	前年比
合計	12,171	6,684	4,421	4,196	4,234	100.9%
海面漁業計	10,877	5,315	3,359	3,228	4,183	129.6%
遠洋漁業	2,111	809	349	329	298	90.6%
沖合漁業	6,498	2,924	2,042	1,970	2,044	103.8%
沿岸漁業	2,268	1,582	968	929	871	93.8%
海面養殖業	1,088	1,227	1,005	915	970	106.0%
内水面漁業・養殖業	206	143	57	53	51	96.2%

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

表5 日本の漁業・養殖業産出額 (単位：億円)

	昭和60年	平成10年	平成30年	令和元年	令和2年	前年比
合計	28,906	20,292	15,651	14,918	13,442	90.1%
海面漁業計	21,919	13,386	9,379	8,684	7,755	89.3%
海面養殖業	5,225	5,464	5,060	5,014	4,559	90.9%
内水面漁業・養殖業	1,762	1,442	1,213	1,220	1,128	92.5%

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

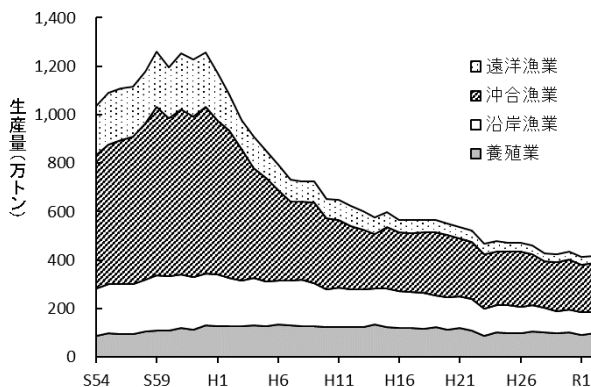


図18-1 日本の漁業・養殖業生産量の推移

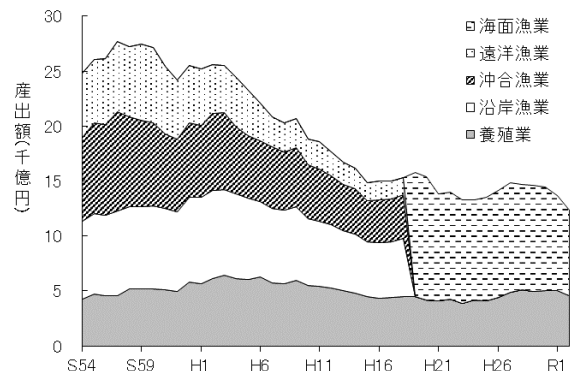


図18-2 日本の漁業・養殖業産出額の推移

(2) 日本の水産物貿易

日本の水産物輸入量は、国内消費の減少等によっておおむね減少傾向のところ、令和3年の輸入量は2,202千トン（前年2,254千トン）、輸入額は1兆6,099億円（前年1兆4,640億円）です。主な輸入品目は、さけ・ます類、かつお・まぐろ類、えびです。輸入相手国は、品目に応じて様々で、令和3年の輸入金額上位の相手国は中国、チリです。

日本の水産物輸出量は、おおむね増加傾向にあり、令和3年の輸出量は659千トン（前年630千トン）、輸出額は3,015億円（前年2,276億円）です。輸出金額上位の品目は、ほたてがいがい、ぶり、さばです。令和3年の輸出金額上位の相手国は、香港、中国、米国で、日本の水産物輸出金額の約6割を占めています（水産庁「令和3年度水産の動向」）。

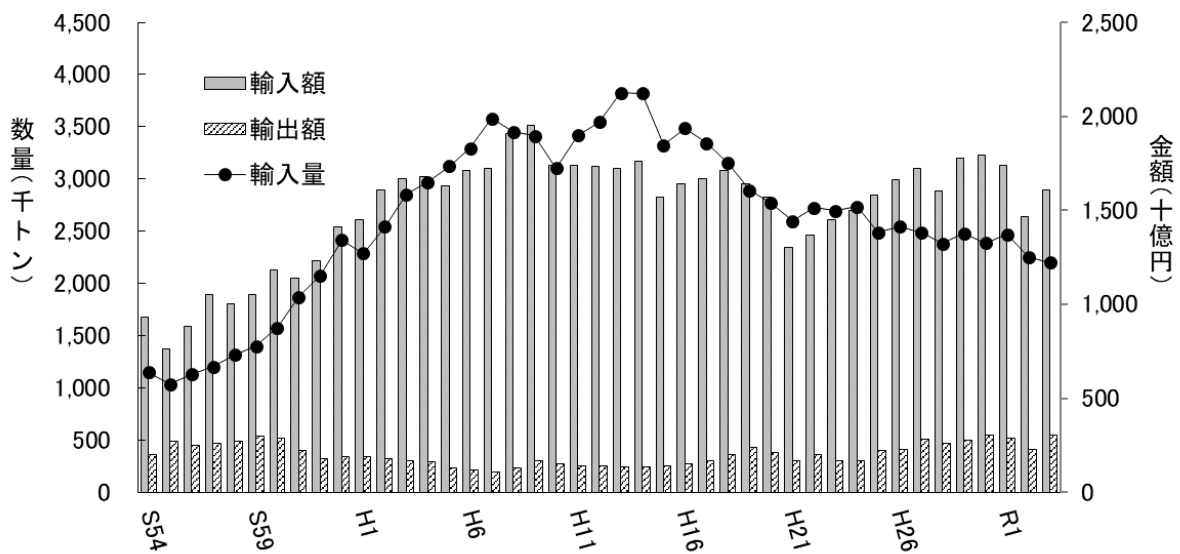


図 19 日本の水産物輸入量と輸出入額の推移

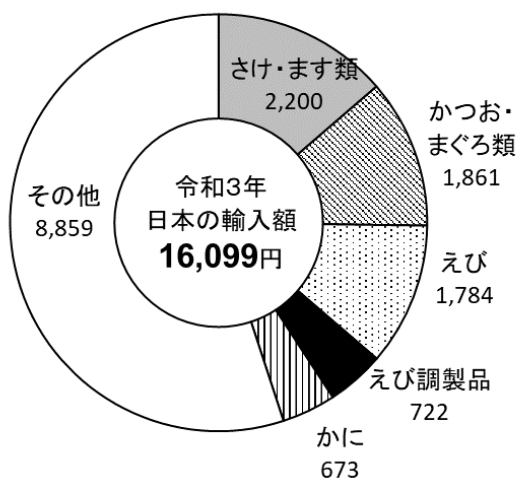


図 20-1 日本の水産物輸入金額品目内訳

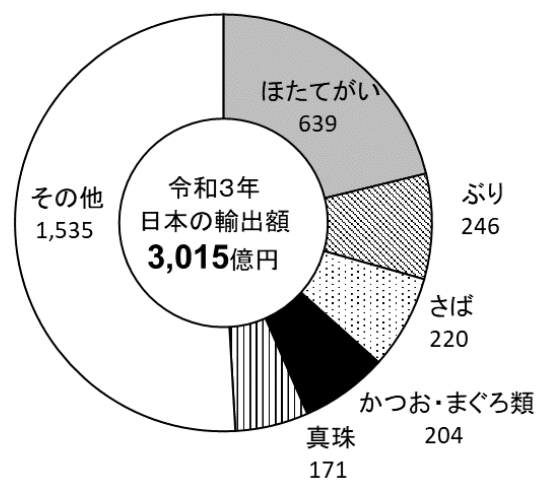


図 20-2 日本の水産物輸出金額品目内訳

Ⅲ 漁業就業構造と漁業経営

1 経営体及び漁業就業者の動き

(1) 海面

①経営体数

本県海面漁業の経営体数は、減少傾向が続いています。特に沿岸漁業は、漁業後継者不足や漁業就業者の高齢化等により経営体数が減少傾向にあります。平成30年の経営体数は343経営体で、このうち沿岸漁業が300（うち海面養殖1）経営体、遠洋漁業1経営体、沖合漁業42経営体です。343経営体のうち個人経営体は318経営体で、うち後継者がいない経営体の割合は66.7%です。

沿岸漁業を営んだ経営体数299経営体で、このうちしらすやいかなご、おきあみを漁獲対象とする船びき網漁業は190経営体です。漁船階層別経営体数では、沿岸漁業の中心である3～10トン階層が多くを占めています。

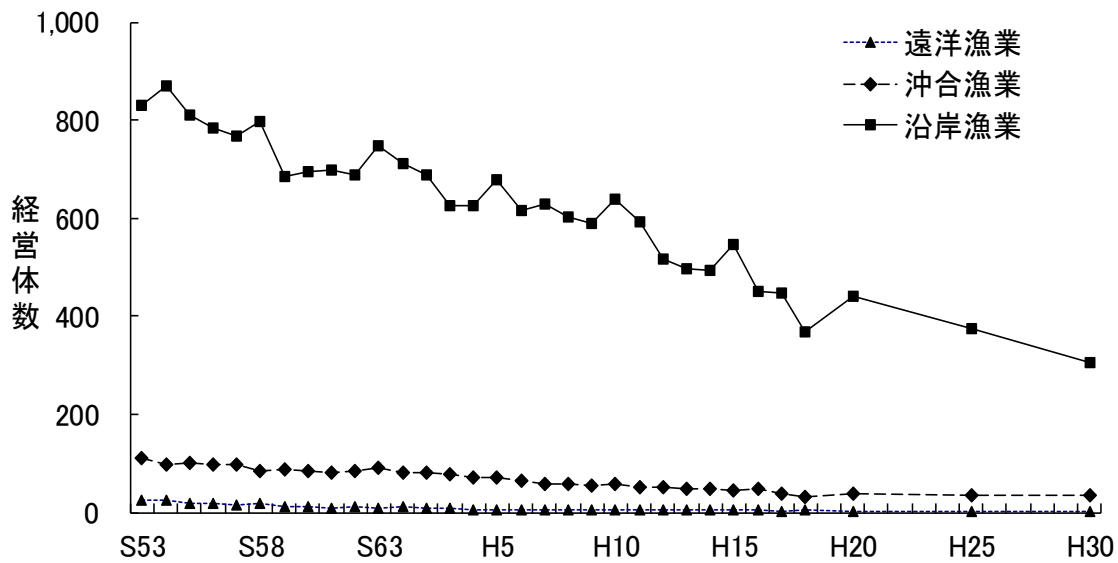


図21 海面漁業の部門別経営体数の推移

※H18までは毎年公表されていたが、H20以降は漁業センサスで5年おきに公表されている。

表6 沿岸漁業の営んだ漁業種類別経営体数（平成30年）

	経営体数	割合
沿岸漁業計(実数)	299	-
船びき網	190	63.5%
小型底びき網	123	41.1%
その他の刺網	86	28.8%
ひき縄釣	61	20.4%
その他の釣り	102	34.1%

農林水産省「漁業センサス」

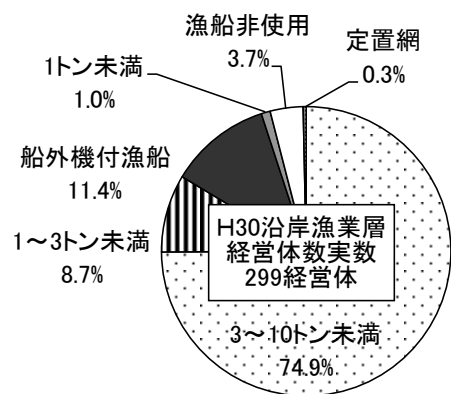


図22 沿岸漁業経営体の内訳

※海面養殖業を除く。

②漁業就業者数

本県の海面漁業就業者数の推移は、昭和50年代から平成10年代半ばにかけて減少傾向でしたが、それ以後近年はほぼ横ばいとなっています。

自営の漁業就業者の多くは、船びき網漁業や小型底びき網漁業などの沿岸漁業を営んでいます。自営の漁業者は、生産量、生産額の減少や高齢化によって廃業、引退する者がいるなかで、漁家子弟による経営の継承以外に、新規参入は殆どないことから、昭和50年代以降、平成10年代半ばまで減少しました。一方、雇われの就業者の多くは、まき網漁業などの乗組員となっています。遠洋、沖合漁業は、200海里等国際的な漁業規制、オイルショック、資源の減少により経営が厳しくなったため、昭和50年代から経営体数は減少傾向となっており、雇われの就業者も同様に減少しましたが、平成10年以降は、ほぼ横ばいとなっています。

平成30年の海面漁業就業者は1,194人（前回調査（平成25年）1,435人）で、このうち60歳以上の男性は398人です（前回調査523人）。

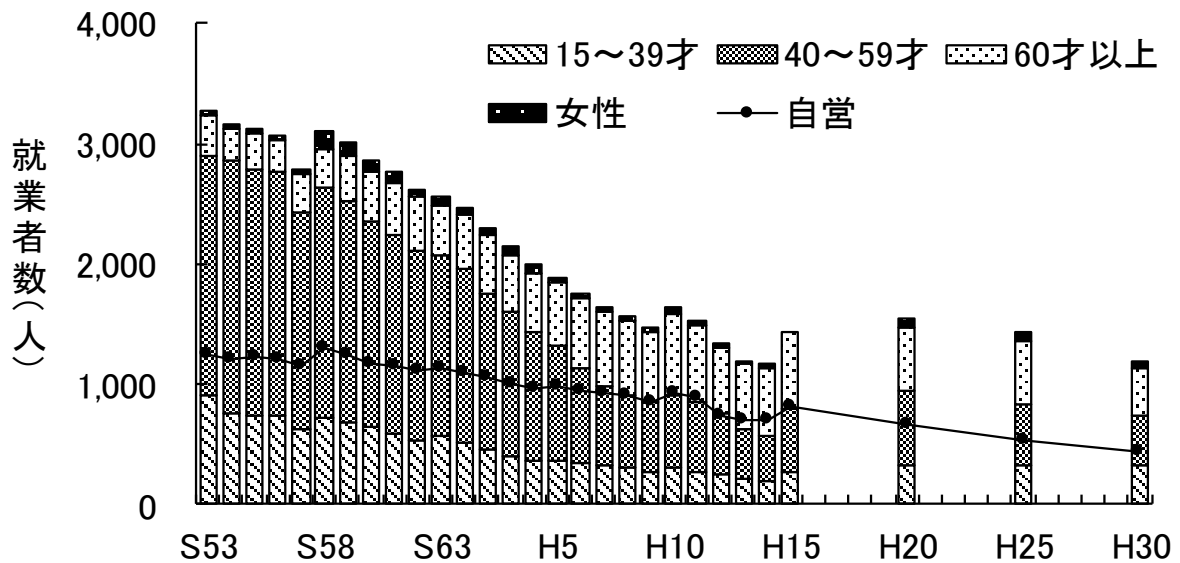


図23 年齢階層別、自営・雇われ別海面漁業就業者の推移

※H15以降は漁業センサスの値で、H14以前と統計手法が異なるため直接比較することが難しい。

(2) 霞ヶ浦北浦

①経営体数

漁船漁業は、底びき網・船びき網（わかさぎ・しらうおひき網漁業）、定置網（張網）、刺網が中心で、ほとんどが個人経営体となっています。これらの個人経営体の半数以上は漁業以外の収入を主とする兼業経営体です。一方で養殖業では、漁船漁業に比べ、会社経営を行う経営体の割合が高い、専業経営体の割合が高いという特徴があります。

漁船漁業、養殖業ともに漁業者の高齢化と引退、後継者不在により経営体数が年々減少しており、漁業経営の安定化、新規参入者の確保が今後の課題です。

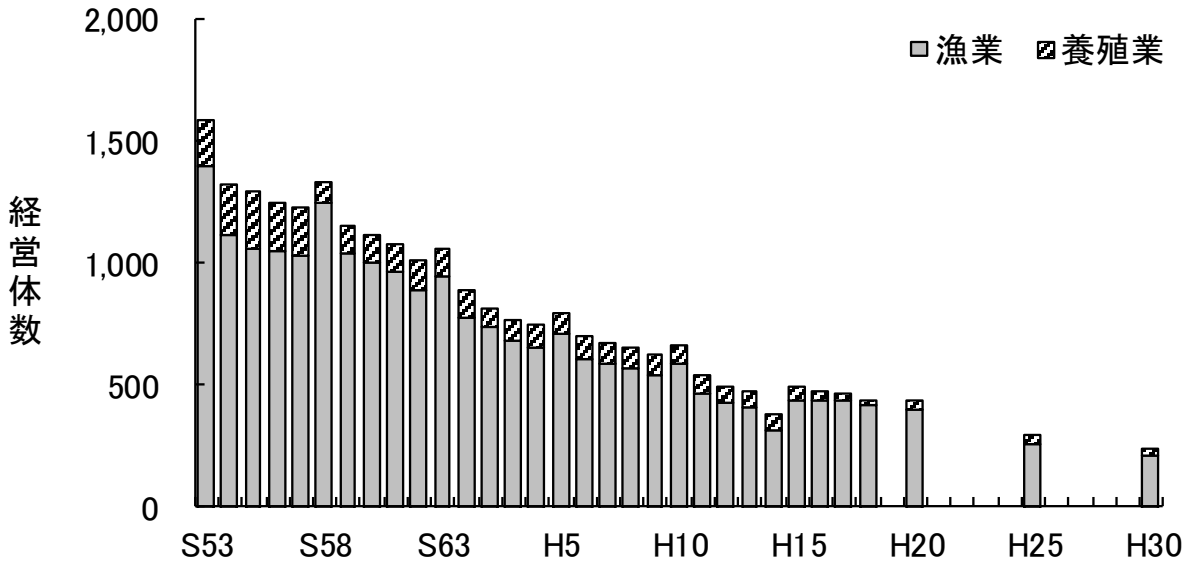


図 24 霞ヶ浦北浦の漁業・養殖業経営体数の推移

※ H19 は統計対象外のため値がない。

※ H18 までは毎年公表されていたが、H20 以降は漁業センサスで5年おきに公表されている。

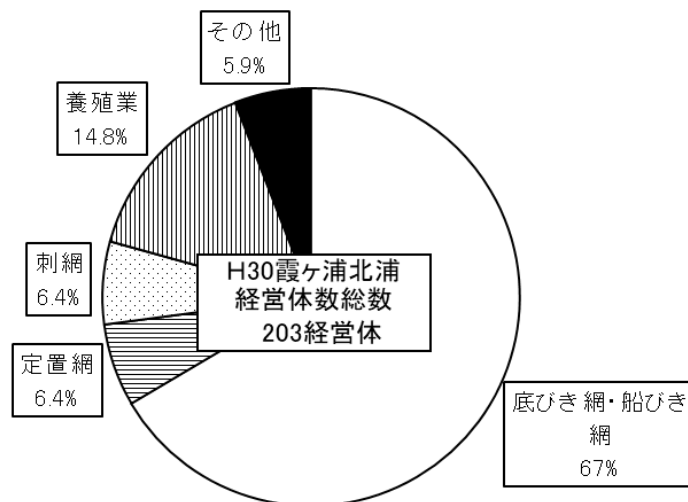


図 25 霞ヶ浦北浦の主な漁業種類別経営体数の内訳

IV 漁船と漁港

1 漁船

令和3年末現在の登録漁船隻数は2,100隻で、うち海面は861隻(41%)、霞ヶ浦北浦は583隻(28%)、その他の内水面は656隻(31%)です。

県内の登録漁船隻数は前年と比べ53隻減少し(前年比2.5%減)、この内訳は海面が18隻減少(前年比2.0%減)、霞ヶ浦北浦は28隻減少(前年比4.6%減)、その他の内水面は7隻減少(前年比1.1%減)と減少傾向が続いております。減少の主要因は、高齢化の進行による廃業のためと考えられます。近年の漁船登録状況は、既存漁船の譲渡・転用による登録が主体となっていましたが、平成29年度以降、「浜の担い手漁船リース事業」などの支援を受けた新造船が登録されるようになり、船齢の古い漁船の代船が進むものと考えられます。

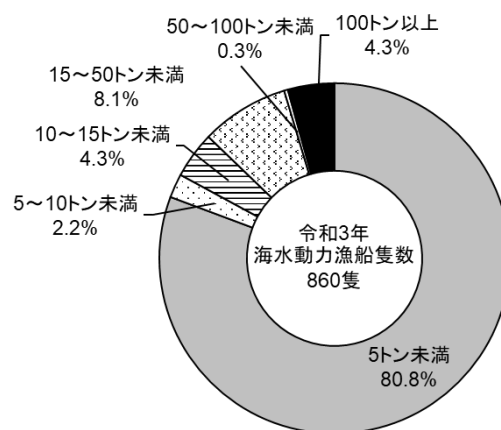
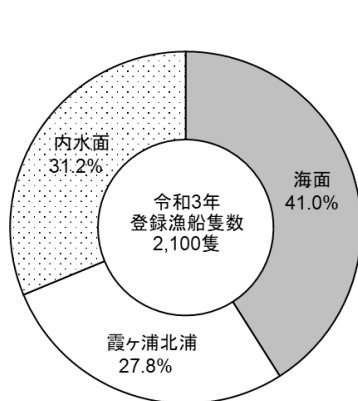


図26 登録漁船割合

図27 海水動力漁船のトン数階層別内訳

表7 漁船隻数の推移

(単位: 隻、()はうち無動力船)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
海水漁船	925 (1)	911 (1)	899 (1)	879 (1)	861 (1)
淡水漁船	1,420 (1)	1,366 (1)	1,306 (1)	1,274	1,239
うち霞ヶ浦北浦	730 (1)	676 (1)	638 (1)	611	583
計	2,345 (2)	2,278 (2)	2,205 (2)	2,153 (1)	2,100 (1)

茨城県漁政課「漁船統計表」

表8 動力漁船のトン数階層別隻数(令和3年)

(単位: 隻)

	海面	霞ヶ浦北浦	その他内水面
1トン未満	167	214	622
1~3トン未満	218	342	34
3~5トン未満	309	26	
5~10トン未満	19	1	
10~15トン未満	37		
15~50トン未満	70		
50~100トン未満	3		
100トン以上	37		
計	860	583	656

「漁政課 漁船統計表」

2 漁港

(1) 海面の漁港

本県は南北に連なる約 190km の海岸線を有していますが、地形が単調なため、主要な漁港は河口や数少ない入り江を利用して発展しました。本県には 24 の漁港があり、このうち海面に面した漁港は 9 港、霞ヶ浦北浦など海面に面していない漁港は 15 港です。また、利用漁船が全国規模とされる第 3 種漁港の数は 5 で、北海道 18、千葉 8 に次ぎ、宮城、長崎、宮崎及び鹿児島と同数となっています。これらの漁港は、漁船の大型化や水揚量の増加に対応すべく、昭和 33 年の那珂湊漁港を皮切りに、昭和 48 年の波崎漁港、大津漁港、昭和 52 年の平潟漁港の順に、外港建設など漁港の拡張工事に着手し、水深確保や岸壁、用地等の整備を進め、令和 2 年までに波崎漁港を除く漁港はいずれも概成しました。さらに、平成 21 年から施設のライフサイクルコストの縮減や平準化を図るための長寿命化対策、平成 29 年からは地震や津波、高潮に対する漁港及び背後集落の安全確保を図るための施設の機能強化対策を進めています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、県内漁港は甚大な被害を受けましたが、被災した漁港 12 (県 9、市町 3)、漁港海岸 2、関連施設 2 箇所の復旧を進め、令和元年 8 月にはすべての工事が完了しました。

表 9 漁港・漁港海岸別復旧状況

(単位:百万円)

漁港・海岸名	管理者	箇所数	査定額	復旧施設	進捗
平潟	県	10	615	防波堤・岸壁等	H26.9.4完了
大津	〃	20	9,895	防波堤・岸壁等	R1.8完了
会瀬	〃	9	43	防波堤・物揚場等	H25.4.25完了
久慈	〃	7	700	岸壁・道路等	H27.12.21完了
磯崎	〃	1	12	岸壁	H24.3.29完了
那珂湊	〃	19	932	岸壁・護岸・道路等	H27.3.19完了
磯浜	〃	1	25	物揚場	H24.6.18完了
波崎	〃	14	2,356	防波堤・岸壁等	H27.1.30完了
麻生	〃	1	17	物揚場・護岸・取付道路	H24.9.13完了
白浜・五町田	市	2	12	物揚場・護岸・取付道路	白浜H24.3.13完了 五町田H24.3.29完了
広浦	町	4	7	物揚場・護岸・栈橋	H25.2.28完了
漁港計		88	14,614		
平潟海岸	県	3	124	護岸	H25.9.12完了
水木海岸	〃	1	28	護岸	H24.7.26完了
海岸計		4	152		
平潟漁業集落排水施設	市	1	427	排水処理施設, 管路	H24.3.27完了
波崎浄化施設	県	1	14	排水処理施設, 管路等	H25.9.24完了
関連施設計		2	441		
合計		94	15,207		

表 10 海面の漁港の区分

海面 9 港	種類区分	○第 1 種漁港 4、●第 3 種漁港 5
	管理者区分	県管理漁港 8、市町村管理漁港 1
	重要港湾	□ 2 港（川尻港、河原子港は漁業専用港、茨城港大洗港区、鹿島港は一部漁港区を有する。）

(2) 霞ヶ浦北浦及びその他内水面の漁港

霞ヶ浦北浦、澗沼、利根川等の湖沼河川には漁港や港湾が点在しています。これらの港は、古くは舟運の要衝として繁栄しましたが、時代の推移とともに小規模な港として残り、多数の船溜りとあわせて地域の漁業生産流通基盤としての役割を果たしています。

表 11 霞ヶ浦北浦及びその他内水面の漁港の区分

霞ヶ浦北浦 11 港	種類区分	○第 1 種漁港 11
	管理者区分	県管理漁港 1、市町村管理漁港 10
その他内水面 4 港	管理者区分	県管理漁港 1、市町村管理漁港 3

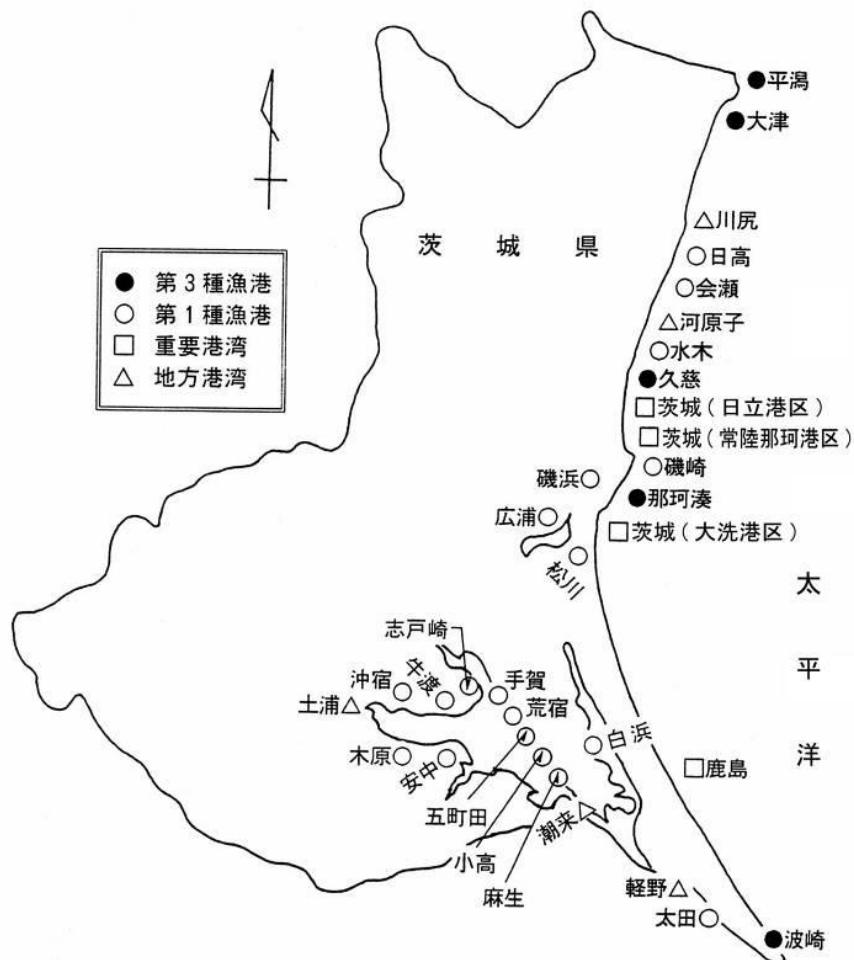


図 28 茨城県の漁港及び港湾

V 水産物の流通と水産加工

1 水産物の流通

産地地方卸売市場は、主力産地である平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、鹿島及び波崎の7ヶ所と、その他に小規模産地市場が開設されています。

県内の産地市場での取扱量の大部分を占めるさば類、いわし類は、主に波崎地区に水揚げされ、地元の加工業者によって冷凍加工されるとともに、サイズ等に応じて加工、あるいはそれぞれの仕向け先に出荷されます。小型船の主要漁獲物であるしらすは、しらす干しに加工されて消費地市場等に出荷されます。底びき網や刺網、釣りなどで漁獲されるひらめ、かれい等の中高級魚は、主に産地の仲買人を通じ県内及び首都圏方面の市場へ出荷されます。

水産物（生鮮物、冷凍品、加工品等）を取り扱う消費地市場は、水戸市、土浦市などに開設されています。本県は全国有数の漁獲量を誇りながらも、平成21年の水戸市公設地方卸売市場の鮮魚取扱金額のうち、本県のシェアは10.1%と、県内流通が少ない状況でした。そこで、令和2年までに水戸市場における本県のシェアを16.0%に引き上げることを目標に、量販店における水産物フェアの開催やいばらきの地魚取扱店認証制度（※）の推進など、県内や近県への流通強化に取り組んでいます。水戸市公設地方卸売市場での鮮魚取扱金額のシェアは徐々に向上し、令和3年の取扱数量のシェアは19.9%、取扱金額は18.1%となりました（表12、13）。

※いばらきの地魚取扱店認証制度：茨城県産水産物を積極的に取り扱う飲食店や宿泊業者、小売業者を、地魚が買える・食べられる「地魚取扱店」として認証する制度。

表12 水戸市公設地方卸売市場における水産物の取扱数量

（単位：トン）

		合計	鮮魚	冷凍品	塩干加工品
R2	水産物取扱数量合計	56,017	24,727	1,891	29,399
	茨城県(出荷地)	10,942	3,933	239	6,770
	茨城県のシェア	19.5%	15.9%	12.6%	23.0%
R3	水産物取扱数量合計	67,594	21,153	1,893	44,548
	茨城県(出荷地)	13,481	2,996	256	10,229
	茨城県のシェア	19.9%	14.2%	13.5%	23.0%

水戸市「水戸市公設地方卸売市場市場年報」

表13 水戸市公設地方卸売市場における水産物の取扱金額

（単位：百万円）

		合計	鮮魚	冷凍品	塩干加工品
R2	水産物取扱金額合計	46,196	21,323	2,852	22,021
	茨城県(出荷地)	8,776	3,540	385	4,851
	茨城県のシェア	19.0%	16.6%	13.5%	22.0%
R3	水産物取扱金額合計	45,596	20,642	2,823	22,131
	茨城県(出荷地)	8,266	3,095	395	4,776
	茨城県のシェア	18.1%	15.0%	14.0%	21.6%

水戸市「水戸市公設地方卸売市場市場年報」

国内の主要な消費地中央卸売市場（札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市）における本県産水産物（生鮮、冷凍、加工）の取扱数量は、昭和61年の3万9千トンを超えてピークに減少傾向にあり、令和2年は11,226トン（前年11,830トン）となっています。取扱金額は、平成10年頃まで200億円程度で推移していましたが、以降は減少傾向にあり、令和2年は9,564百万円（前年10,440百万円）となっています。本県産水産物に限らず、全国の中央卸売市場における水産物（生鮮、冷凍、加工）の取扱数量及び取扱金額は、近年減少傾向にあります（図30-1、図30-2）。

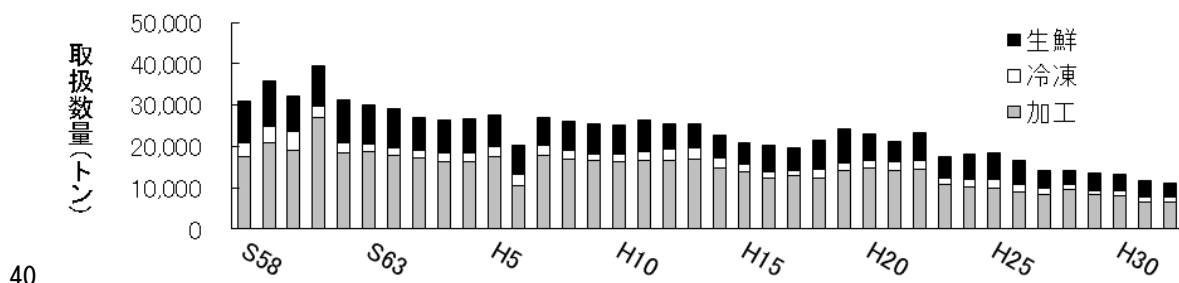


図 29-1 主要な消費地中央卸売市場における茨城県産水産物取扱数量の推移

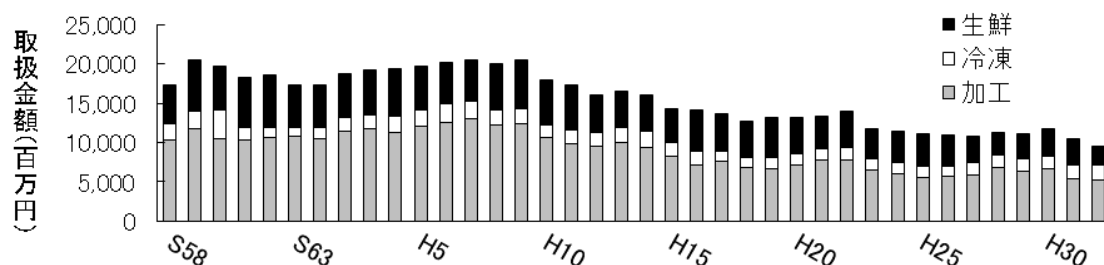


図 29-2 主要な消費地中央卸売市場における茨城県産水産物取扱金額の推移

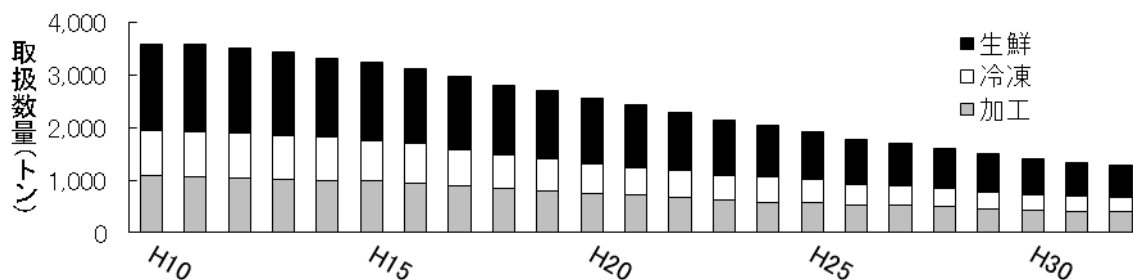


図 30-1 全国の中央卸売市場における水産物取扱数量の推移

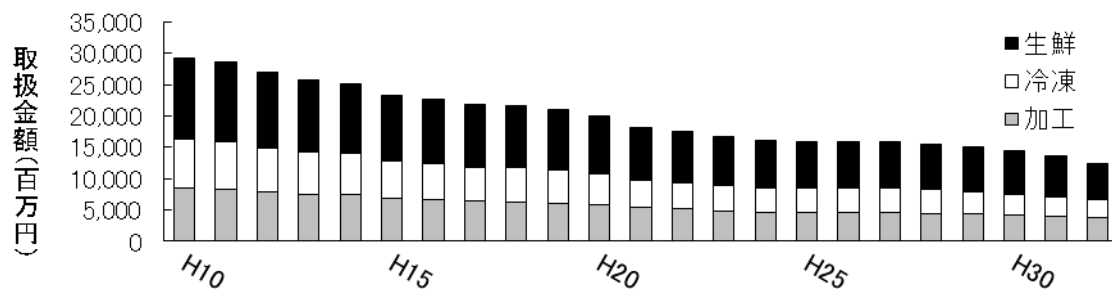


図 30-2 全国の中央卸売市場における水産物取扱金額の推移

2 水産加工

(1) 水産加工業の地域別特色

本県の水産加工業を主に営む地域は、大きく沿海と霞ヶ浦北浦に分かれます。沿海では、かつてはどの地区でも前浜もののまいわし、さば類、さんま等を原魚とした塩干や煮干し等の加工が行われていました。しかし、昭和40年代以降、那珂湊と大洗地区では経営の安定を図るために、漁獲が不安定な前浜ものの加工体制から周年稼働体制が維持できる輸入原魚を原料に用いた加工体制に転換が進みました。現在の両地区は、たこやししゃもなど輸入原魚の加工において、全国有数の生産地となっています。

大中型まき網漁業拠点の大津と波崎地区では、昭和40年後半以降は、さば類、まいわしの豊漁に対応して養殖餌料向けの冷凍加工が盛んでしたが、近年は付加価値の高い食用向けの加工や、輸出に取り組むなどの変化が見られます。

霞ヶ浦北浦周辺もまた、湖で漁獲されるわかさぎ、はぜ類、えび類、しらうお等を使った佃煮や煮干し、焼き物などの加工が古くから行われており、全国有数の加工産地となっています。

(2) 水産加工品生産量の推移

本県の水産加工生産量は、昭和62年の50万6千トン进行ピークに、以降はまいわし漁獲量減少等に伴い減少しました。平成8年頃にかたくちいわし、さば類などの豊漁で一時的に回復したものの、平成12年はピーク時の3分の1以下の13万7千トンにまで落ち込みました。その後、かたくちいわし、さば類などの豊漁で平成15年以降に再び回復傾向が見られ、平成18年は27万7千トンに達しました。その後、しばらく減少傾向にありましたが、平成25年からさば類、まいわしの豊漁により増加しており、令和2年の水産加工品生産量は、149,886トン（前年171,545トン）です。

令和2年より、国による水産加工統計は、それぞれの品目について主要県のみを調査となったことから、主要県以外が生産量が不明となりました。そのため、数値のわかる品目を足し合わせることで、茨城県の水産加工品生産量としました。

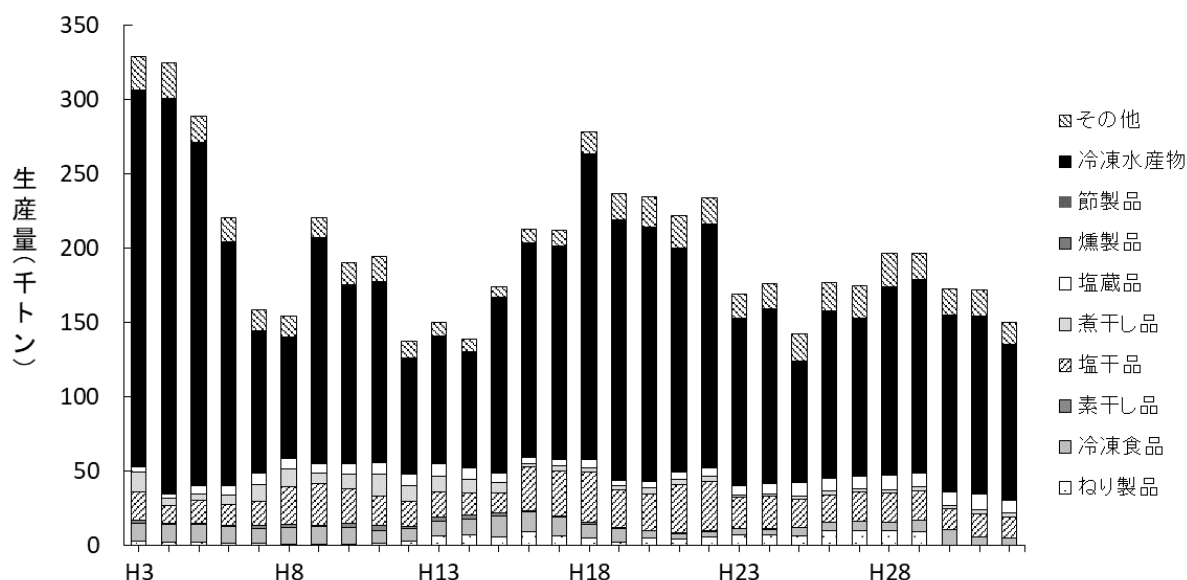


図31 水産加工品生産量の推移

※H14以降の「くん製品」、H14～H20の「節製品」は秘匿xとされている。

※H19～H25の「練り製品」の内訳は「かまぼこ類」のみ。

3 水産物の輸出

(1) 輸出の現状

本県水産物の輸出は、豊富なさば資源を背景に平成 18 年頃から本格的に始まり、平成 22 年の輸出量は、1 万 2 千トンを超えました。平成 23 年は、東日本大震災の影響により約 4 千トンまで減少しましたが、以降は増加傾向にあります。

増加傾向の主な要因は、販路開拓等によってさば・いわしの輸出が増加したことが挙げられます。令和元年、2 年は、東南アジア、アフリカなどの多くの国において、新型コロナ禍により経済活動が停滞し、貿易が縮小したことが影響して輸出量・金額ともに減少しましたが、令和 3 年は、これらの国で経済活動が再開されことに伴い輸出実績は大幅に増加し、輸出量は 48,154 トン（前年 39,680 トン）、輸出額は 6,888 百万円（前年 5,285 百万円）となっています。

表 14 茨城県産水産加工品の輸出量・輸出額

(単位:輸出量(トン)、輸出額(百万円))

	平成 22 年	平成 23 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
輸出量	12,871	4,370	55,292	38,055	39,680	48,154
輸出額	-	-	6,729	5,400	5,285	6,888

茨城県漁政課調べ

(2) 輸出の課題とその対応

本県水産物の輸出量及び輸出金額の大部分は、資源変動の激しいさばが占めることから、輸出の促進・安定化にあたっては、輸出品目の多様化が課題となっています。加えて、EU やアメリカ向け輸出の際に求められる加工施設の HACCP 認証の取得推進や、東京電力福島第一原発事故に伴い輸出先国から求められている放射性物質検査証明書などの発行事務なども課題となっています。

県では、これらの課題解決に向けて、平成 28 年度から漁政課内に水産物輸出促進員 1 名を配置しています。県が一部の証明書の発行事務を国に代わり行うとともに、きめ細やかな個別相談や各種情報の提供に努めることで、県産水産物の輸出拡大に取り組んでいます。

VI 水産業協同組合等

1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村における地域社会の中核として多様な役割を担っています。令和2年度の組合数は、地区漁協が沿海地区10、霞ヶ浦地区2、北浦地区2、内水面地区13と業種別漁協3、水産加工協8の計38です。地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦北浦及び内水面地区で大きく異なります。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業が主体となっています。本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱い事業量の減少、組合員数の減少等により、その経営は厳しい状況が続いております。

(1) 合併等による漁協の再編（沿海地区）

漁協が、水産物の安定供給をはじめ、ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応する上で、漁協合併等による経営基盤の強化や事業コストの削減は不可欠です。このため、漁協系統では、平成11年に漁協合併促進法に基づき「漁協合併基本計画」を、県では平成14年3月に沿海、霞ヶ浦及び北浦地区で各1漁協に合併することを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を策定し、漁協合併を推進してきましたが、実現には至っていません。

沿海地区では、合併の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて実務者が協議した結果、北部・中部・南部3地区の合併後に県1漁協とする方針が決まりました。平成19年9月に南部地区の波崎漁協と波崎共栄漁協が合併して「はさき漁協」が設立されました。平成23年3月に会瀬漁協が、同年10月に河原子漁協がそれぞれ久慈町漁協に吸収合併されました。

平成23年3月の東日本大震災発生以降は、多くの組合で共同利用施設の被害復旧が優先されたことや、復旧事業が市町村主体に行われるケースが多かったことなどにより、合併の検討が見送られてきました被災施設の復旧がほぼ完了した現在にあっても、施設の統合・整理を前提とする合併の協議は、より困難な状況です。組合員の減少に歯止めがかからない現状において、組合員が安心して漁業を営むことが出来るよう、現在は市単位の合併を優先した漁協組織再編を進めています。

(2) 合併等による漁協等の再編（霞ヶ浦北浦地区、内水面地区及び水産加工協）

霞ヶ浦地区では、平成22年1月に14漁協が合併して「霞ヶ浦漁業協同組合（14支部）」が設立されました。さらに、平成31年3月には1市町村1支部の方針のもと整理統合が行われ、14支部から9支部に再編されました。

北浦地区では、平成14年6月に6漁協が合併して、「きたうら広域漁業協同組合（6支部）」が設立されました。霞ヶ浦漁協ときたうら広域漁協では、引き続き、合併に加わらなかった霞ヶ浦地区の麻生漁協および北浦地区の潮来漁協との合併を含む霞ヶ浦北浦の漁協一本化を検討しています。

内水面では小規模な漁協が多いため特に事務局機能の充実等が課題となっております。こうした中、平成30年7月に緒川漁協、令和2年3月に十王川漁協が解散しましたが、今後組合運営の改善を進める必要があります。

水産加工業協同組合では、平成17年8月に霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が合併して「霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区の組合についても、今後の組合員数減少に伴う経営悪化等に対応するため、合併等により経営基盤の強化を図る必要があります。

2 金融

漁協系統信用事業においては、平成17年4月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社会的責任を果たすことが求められており、利用者である組合員等からは、これまで以上に財務内容や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。このような状況下において、漁協系統信用事業の健全性を確保していくためには、体制の整備と事業実施基盤について適正な規模の確保が必要不可欠です。

茨城県信用漁業協同組合連合会（茨城県信漁連）は、平成4年度から1県1信用事業統合体の実現に取り組んでおり、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことにより、全国で13番目の1県1信用事業体が完成しました。しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の魚価安などによって漁業経営が厳しい状況にあり、貸出金は平成14年度末で86億円だったものが、令和元年度末には41億円まで減少しました。

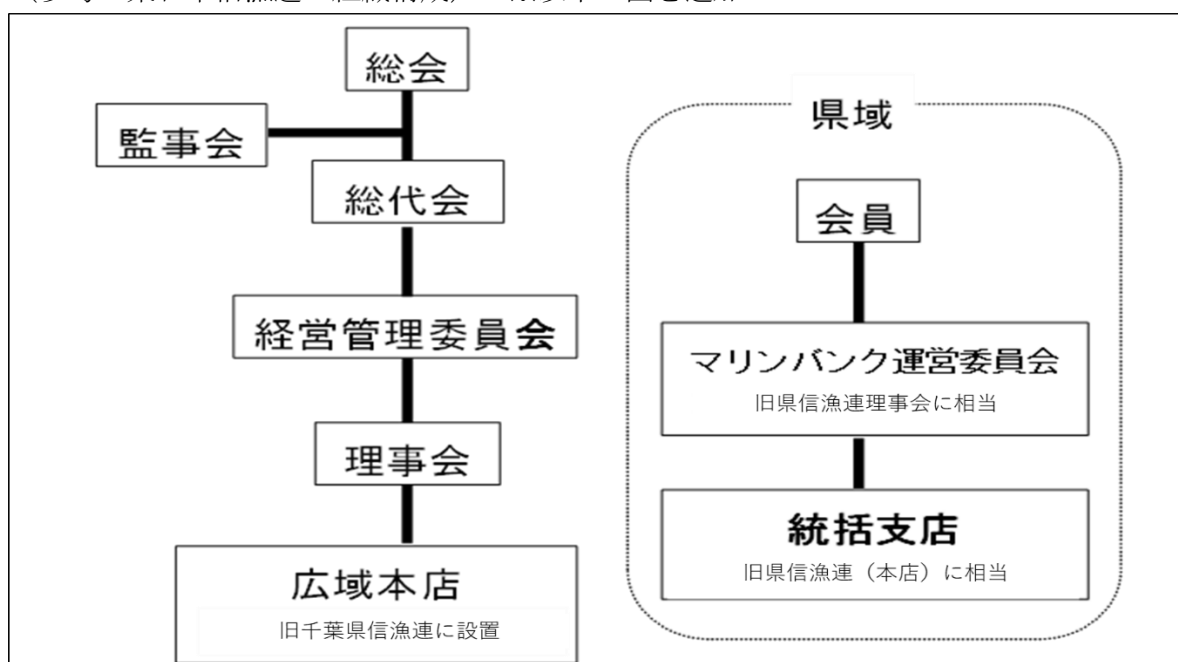
このような中、茨城県信漁連は、貸出金残高の減少や超低金利の下での運用利回り低下などによる収益の減少に加え、資産自己査定厳格化などの厳しい経営環境にあることから、浜の信頼の一層の強化、会員・漁業者の経営健全化、事業推進体制・運用体制の強化を事業展開の柱として、「JF マリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り組んできました。

（1）東日本信用漁業協同組合連合会（東日本信漁連）の発足（信漁連の広域合併）

茨城県信漁連は、青森県信漁連ほか10都県の信漁連と広域合併し、令和3年4月1日付けで東日本信用漁業協同組合連合会（東日本信漁連：本店・千葉市）が発足しました（令和4年4月1日愛知県信漁連が合流、構成は12都県）。なお、旧茨城県信漁連本店は、「東日本信漁連 茨城支店」に名称変更（以下、「組織構成」参照）。

東日本信漁連は、県境を越えて結集し、経営基盤及び財務基盤を強固なものとし、漁業金融機能の一層の強化と持続可能なビジネスモデルを確立することをもって漁業と地域の発展にさらなる役割を發揮することを目指しています。

（参考：東日本信漁連の組織構成） ※以下の図を追加



Ⅶ 漁業制度

1 漁業権漁業

漁業権とは、都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」及び「定置漁業権」の3種類があります。また、免許期間は、共同漁業権及び区画漁業権（真珠養殖）は10年、その他の漁業（定置漁業権及び区画漁業権のうち魚類養殖業など）は5年で、本県においては、さらに茨城海区、霞ヶ浦北浦海区及び内水面の3つの水面に分かれます。

茨城海区の漁業権の多くは、平成25年8月31日に前免許の期間満了を迎え、一斉に切替え手続きを行いました。現在、茨城海区の共同漁業権は、あわび・はまぐり・わかめ漁業等を内容とする第1種共同漁業権を13件、雑魚建網漁業を内容とする第2種共同漁業権を1件、第1種及び第2種を合せて有する共同漁業権を1件、千葉県と10年間の免許期間を3等分し、3年4ヶ月ごとに交互に免許する第2種共同漁業権を1件（令和4年9月現在、茨城県知事免許）免許しています。この他、会瀬沖にぶりなど回遊魚を対象とした定置漁業権を1件免許しています。

霞ヶ浦北浦海区では、平成25年9月1日から雑魚張網漁業を内容とする第2種共同漁業権が18件、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が4件となり、令和元年9月1日からこいなど網いけす養殖業を内容とする第1種区画漁業権を14件免許しています。

内水面では、平成25年12月31日に期間が満了した第1種共同漁業権、第5種共同漁業権及び第2種区画漁業権（魚類養殖業）の免許切替え手続きを行いました。その後、漁業協同組合の解散に伴う漁業権の抹消（令和元年5月16日緒川漁協、令和2年5月13日十王川漁協）などを経て、現在は第1種共同漁業権を6件、第5種共同漁業権を13件、第2種区画漁業権（魚類養殖業）を1件免許しています。また、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権3件のほか、千葉県（本県2漁協が被免許）、埼玉県（本県漁協の免許なし）、東京都（本県漁協の免許なし）が免許している共同漁業権が1件ずつあります。

これらの漁業権の多くは令和5年度に期間満了を迎えるため、県では切替えに向けて、漁業者の要望調査や関係者への意見聴取、漁場計画の作製等の事務手続きを進めています。

2 知事許可漁業

知事許可漁業には、小型機船底びき網漁業及び中型まき網漁業などのように、都道府県ごとに許可隻数の最高限度、合計総トン数の最高限度などについて農林水産大臣が統一的に規制し、その範囲内で知事が許可する「省令で定める知事許可漁業（旧法定知事漁業）」と、都道府県ごとに漁業調整規則によって許可制としている知事許可漁業とがあります。

平成30年の漁業法改正にあわせて、本県では令和2年に漁業調整規則の改正を行い、新たになまこ漁業の許可を創設しました。

令和4年8月1日現在、茨城海区では、25漁業種類について、延べ2,578件許可（認可13件を含む）されています。その主なものは、機船船びき網漁業795件、小型機船底びき網漁業685件、せん・かご漁業401件、固定式さし網漁業285件、さし網漁業219件等であり、各経営体ともこれら漁業を組み合わせることで経営しているため、1人当たり数種の許可を受有しています。

霞ヶ浦北浦海区では、8漁業種類について、令和4年8月1日現在、延べ667件許可されています。その主なものは、さし網漁業272件、小型機船底びき網漁業315件、つけ漁業65件等です。

内水面では、知事による採捕の許可が12漁業種類について、令和3年8月1日現在、延べ408件許可されています。その主なものとしては、さし網201件、ふくろ網138件等です。

3 大臣許可漁業及び大臣承認・届出漁業

平成 13 年 6 月に制定された水産基本法制定の趣旨を踏まえ、平成 14 年 8 月の一斉更新において、ほぼ 40 年ぶりに指定漁業の見直しが行われました。指定漁業として従来承認漁業であった北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに追加された他、10 トン以上 20 トン未満の船舶で操業する近海・かつおまぐろ漁業も追加されました。平成 29 年には許可の一斉更新が行われ、平成 29 年 12 月に、これまで大臣届出漁業であったかじき等流し網漁業が特定大臣許可漁業に移行されました。

平成 30 年の漁業法改正に伴う省令改正により、指定漁業及び特定大臣許可漁業の一本化や名称の整理が行われました。本県における大臣許可件数（括弧内は内数で、認可件数）は、令和 4 年 8 月 1 日現在、遠洋かつお・まぐろ漁業 3 件、大中型まき網漁業 15 件及び沖合底びき網漁業 9 件の合計 27 件です。

また、大臣届出漁業は平成 30 年の漁業法改正では変更がなく従前のおりであり、届出件数は、令和 4 年 8 月 1 日現在、小型するめいか釣り漁業 412 件です。平成 26 年 4 月 1 日から太平洋広域漁業調整委員会の承認制漁業に移行した沿岸くろまぐろ漁業の承認件数は、令和 4 年 8 月 1 日現在、296 件です。

表 15 海面における許可漁業等の件数（令和4年8月1日現在）

	漁業の名称	漁業種類 (地方名称)	トン数制限	件数	
知事許可漁業	中型まき網漁業		5トン以上15トン未満	2	
	小型機船底びき網漁業	手繰第3種漁業(貝まき漁業)	5トン未満	263	
		その他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	5トン以上15トン未満	22	
		その他の小型機船底びき網漁業 (えび板びき網漁業)	2トン以上5トン未満	172	
		その他の小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網漁業)	5トン未満	228	
	あわび漁業			38	
	なまこ漁業			28	
	小型まき網漁業		5トン未満	3	
	機船船びき網漁業	しらすひき網漁業		5トン未満	236
		さよりひき網漁業		1トン以上5トン未満	289
		おきあみひき網漁業		1トン以上15トン未満	270
	さし網漁業	流し網漁業		5トン未満	219
	かじき等流し網漁業		10トン以上	2	
	固定式さし網漁業		甲種:2トン未満	101	
			乙種:2トン以上5トン未満	184	
	はえなわ漁業		5トン以上20トン未満	7	
	せん・かご漁業	あなごせん漁業		15トン未満	151
		沿岸かご漁業		15トン未満	164
		沖合かご漁業		15トン未満	13
		たこかご漁業		5トン未満	73
	地びき網漁業			42	
	潜水器漁業	あわび潜水器漁業			15
		うに潜水器漁業			20
		かき潜水器漁業			19
		なまこ潜水器漁業			17
	大臣許可漁業 (旧 指定漁業・旧 特 定大臣漁業)	遠洋かつお・まぐろ漁業		120トン以上	3
大中型まき網漁業		15トン以上	15		
沖合底びき網漁業		15トン以上	9		
北太平洋さんま漁業		10トン以上	0		
中型さけ・ます流し網漁業		30トン以上	0		
かじき等流し網漁業		10トン以上	0		
大臣届出漁業	沿岸まぐろはえ縄漁業		10トン以上20トン未満	0	
	小型するめいか釣り漁業		5トン以上30トン未満	4	
太平洋広域漁業調整 委員会承認漁業	沿岸くろまぐろ漁業			296	

※件数には、認可、試験操業を含む。

4 漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度

（1）制度の概要

平成8年（1996年）に国連海洋法条約が批准され、平成9年（1997年）1月に新たな漁業管理制度として、年間の漁獲量の総量を管理する漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）制度が導入されました。平成13年6月には、根拠法令である海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等の改正にともない、低位水準になっている水産資源を早急に回復させるための取り組みとして、新たに漁獲努力量（TAE：Total Allowable Effort）管理制度が追加導入されました。

平成30年（2018年）12月には、漁業法の改正で海洋生物資源の保存及び管理に関する法律が漁業法に統合されました。改正漁業法のもとで数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設されたことで、TAEは、令和2年（2020年）漁期をもって廃止されました。

①TAC制度の概要

法改正により、新漁業法に基づいて実施されることとなった新しいTAC制度では、管理を行う資源は、農林水産大臣が定める資源管理基本方針において、「特定水産資源」として定められ、それぞれの資源評価に基づき、MSYを達成する資源水準の値（目標管理基準値）や、乱かくを未然に防止するための値（限界管理基準値）などの資源管理の目標を設定し、その目標を達成するようあらかじめ決めておく漁獲シナリオに則してTACを決定するとともに、限界管理基準値を下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めて実行することとなりました。

農林水産大臣は、当該特定水産資源の漁獲可能量を定め、当該漁獲可能量を都道府県及び大臣管理区分に配分するとともに、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して、当該都道府県知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行います。

本県では、令和3年漁期知事管理区分の漁獲可能量として国の定める8種の特定水産資源のうち、「くろまぐろ」については数量の配分を「まあじ」、「まいわし」、「さば類」について「現行水準」の配分をうけています。

表16 過去5年の茨城県TAC配分量（知事管区分）（令和3年8月1日現在）

魚種名		H29	H30	R1	R2	R3
くろまぐろ	小型魚	—	18.1トン	19.8トン	28.3トン	27.9トン
	大型魚	—	6.0トン	6.0トン	6.8トン	7.0トン
さんま		—	—	—	—	—
すけとうだら		—	—	—	—	—
まあじ		—	—	—	—	現行水準
まいわし		—	—	—	—	現行水準
まさば及びごまさば		—	若干	若干	若干	現行水準
するめいか		—	—	—	—	—
ずわいがに		若干	若干	若干	若干	—

※令和3年漁期より、漁業法にもとづく新たな資源管理制度。

※「若干」及び「現行水準」は、近年の漁獲実績が多くないために数量で配分しないが、現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるもの。

②TAE 制度の概要

TAC 制度が年間の漁獲量の総量を管理するのに対し、TAE 制度は、年間の漁獲努力量の総量、例えば出漁隻数や投網回数などを管理する制度です。

本県においては、平成 15 年 3 月に「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」が作成されたことに伴い、やなぎむしがれいに関する TAE の配分があり、漁業法改正により TAE 制度が廃止となる令和 2 年漁期まで配分されました。

(2) 制度の管理

①TAC 制度の管理

当制度の円滑な進行・管理には、漁獲量（採捕量）の迅速かつ正確な把握が必要不可欠であり、本県では平成 8 年度に整備し、定期的に更新を行っている産地市場（11 地区）と県及び国を結ぶコンピュータネットワークにより、リアルタイムに漁獲（採捕）データを収集しています。さらに、県では収集したデータのセキュリティ強化と共有化を図るため、平成 29 年度に機器リースの更新と併せて、産地市場のソフト統一によるクラウド管理化と県庁サーバーを活用したシステムへと改良しました。

表 17 本県配分に対する採捕実績（知事管理量）（令和 2 年漁期）

魚種		漁獲可能量	採捕量	管理期間
くろまぐろ	小型魚	28.3 トン	17.0 トン	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月
	大型魚	6.8 トン	1.9 トン	
まさば及びごまさば		若干	253.2 トン	令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月
ずわいがに		若干	0.0 トン	令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月

表 18 全国における採捕実績（令和 2 年漁期）

魚種		漁獲可能量	採捕量	管理期間
くろまぐろ	小型魚	4,438.1 トン	3,104.9 トン	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月
	大型魚	5,959.5 トン	5,317.8 トン	
さんま		264 千トン	30 千トン	令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月
すけとうだら		225 千トン	164 千トン	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月
まあじ		223 千トン	89 千トン	令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月
まいわし		1,516 千トン	619 千トン	令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月
まさば及びごまさば		721 千トン	391 千トン	令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月
するめいか		57 千トン	36 千トン	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月
ずわいがに		5,193.3 トン	2,339.4 トン	令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月

※くろまぐろの大臣管理の管理年度は、令和 2 年 1 月～12 月

②TAE 制度の管理

令和 2 年の北部太平洋におけるやなぎむしがれいの TAE は、4～6 月の 3 ヶ月間に 67,570 隻日で、このうち本県の配分は知事管理分（小型底曳網）が 1,920 隻日、実際の努力量は、全体で 6,795 隻日、本県知事管理分（小型底曳網）分は 515 隻日、それぞれ消化率は 10.0%、26.8%でした。

5 遊漁関係

(1) 遊漁船業

平成15年4月1日に「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正された結果、遊漁船業の申請方法が届出制から登録制に変更されました。この変更により、遊漁船業者に対して、損害賠償責任保険への加入や遊漁船業務主任者の選任、業務規程の作成・届出が義務付けられました。

令和4年8月1日現在の本県の遊漁船業者数は、202業者221隻（うち海面183業者202隻、霞ヶ浦北浦18業者19隻）です。このうち144業者（72%）は漁業協同組合員、159隻（72%）が漁船であり、多くの業者が漁業と遊漁船業を兼業しています。

VIII 原発事故への対応

1 出荷制限に対する取組

平成 23 年 3 月 22 日付けモニタリング強化の通知（厚生労働省）から、県と関係漁協は水産物の検査を開始し、令和 4 年 7 月までに計 190 種、20,373 検体を検査し、県ホームページで公表しました。平成 24 年 3 月 14 日に漁協組合長会議において、平成 24 年 4 月 1 日付け施行の食品衛生法第 11 条に基づく新たな基準値（100Bq/kg）に基づき安全な流通のための対応方針を定めました。

表 19 海産魚介類に対する本県及び漁業者の対応

100Bq/kg を超過した魚種	新基準値超えの魚種は県の自粛要請に基づき出荷・販売を自粛する。自粛区域は県内全域とする。
50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下の魚種	自主的に生産を自粛する。自粛区域は、北部、県央部、南部の各海域とする。
50Bq/kg 以下の魚種	通常どおり出荷・販売を行う。
制限解除に向けた対応（検査期間：1 カ月、検査回数：海域毎に 3 回以上、解除：海域毎に解除）	

平成 24 年 4 月 1 日以降、本県海産・淡水産魚介類について、平成 24 年 11 月までに最大 10 魚種に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されました。県の出荷自粛要請や業界の自主的な生産自粛の魚種も含めると、平成 24 年 5 月に最大 31 魚種が制限対象となりました。以降各制限は順次解除され、令和 3 年 5 月 19 日に霞ヶ浦北浦のアメリカナマズ（天然）の指示が解除された結果、残る出荷制限対象は淡水魚 1 種（利根川水系のうなぎ）のみとなりました。

国の出荷制限の解除条件（国のガイドライン、平成 23 年 4 月 4 日付け原子力災害対策本部）

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方（令和 4 年 3 月 30 日一部改訂）」に基づき、知事が原子力災害対策本部長へ解除申請し、国が認めた場合に制限は解除となる。

i 沿岸性魚種、回遊性魚種	解除しようとする区域から、原則として概ね 1 週間に 1 回（検体が採取できない場合はこの限りではない）、複数の場所で少なくとも 1 ヶ月以上検査を行い、安定して基準値を下回ること。
ii 内水面魚種	天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない）、複数の場所で少なくとも 1 ヶ月以上検査を実施し、安定して基準値を下回ること。

2 損害賠償

東京電力福島第一原発事故による国出荷制限指示等での休漁や風評被害に対し、東京電力（株）から適切で迅速な補償がされるよう、県は漁業等関係団体が行う損害賠償額請求を支援しました。

3 風評被害とその対応

平成 23 年 4 月にこうなごから暫定規制値を超える値が検出されたことで漁価が一時暴落した際、県は、市場関係者等への検査体制や安全性の説明と適正な流通を要請した結果、平成 24 年秋以降、本県産水産物の取扱状況が回復しました。漁業者等は、消費者への安全性アピールとしてイベント参加や販売キャンペーンに取り組んできました。平成 26 年度以降は、いばらきの地魚取扱店など本県及び首都圏の量販店において「水産物フェア」を開催（延べ 714 日・店）するなど、風評払拭に取り組んでいます。

Ⅹ 令和3年度に講じた水産業振興施策の概要

1 漁業経営の強化と担い手の育成

- (1) 資金融通の円滑化と併せて、国の制度であるリース漁船取得や漁船性能向上のための機器導入を支援するとともに、知事許可漁業の制度改革により沿岸漁業の経営規模の拡大を可能とし、法人化を進め経営基盤の強化を図った。
- (2) 沿岸漁業の重要魚種であるシラスについて、漁獲物の鮮度向上や魚市場における作業の効率化により、製造されるシラス干しの高品質化を図るとともに、積極的なPRを行い、販売価格の向上による漁業者の収入増加と水産加工業者の経営改善を目指した。
- (3) 漁業の新たな担い手の確保育成を図るため、漁業就業者確保育成センターによる労働力需給情報の収集・提供や、茨城県漁業就業支援協議会による新規就業者の長期研修支援及び漁業経営に必要な資格の取得支援を推進し、就業者の定着や第三者承継を支援した。

さらに、次世代の組合運営の中心人物や漁業者のリーダーの育成を図るため、漁業士や各地域の先進的取組を支援するとともに、漁業者の交流大会を開催したほか、「出前講座・授業」等により水産業に対する理解を深めた。

2 つくり育て管理する漁業の推進

- (1) 平成30年12月に「適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させる」ことを目的に漁業法が大幅に改正され、令和2年12月に施行された。県においても、県の漁業や資源管理制度の見直しを進め、適切に運用した。また、主要な水産資源の資源量調査や変動要因の解明、海洋環境のモニタリング調査を実施し、他県を含めた円滑な資源・漁場利用調整を進めた。
- (2) 資源管理型漁業を推進するため、資源調査等を行い、資源管理指針に基づき漁業者が作成・実践する資源管理計画について指導した。
- (3) 「栽培漁業基本計画（平成29～33年度）」に基づき、茨城県栽培漁業センターにおいて（公財）茨城県栽培漁業協会と連携し、ヒラメやアワビ等の種苗生産・放流や技術開発を行った。
- (4) 洋上では漁業取締船により、陸上では漁業協同組合と協力して漁場の監視を行い、密漁の防止に努めるとともに、海上保安部や警察などとも連携し、効果的な取締を行った。
- (5) 令和2年12月に「違法に採捕された水産動植物の流通を防止する」ことを目的に「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が成立したことから、2年以内とされる施行までに、県においても法令に基づく特定水産物の適正な流通体制の構築を進めた。
- (6) 鹿嶋市沖に人工礁漁場を造成し、魚類の生息域を整備することで水産資源の増大を図った。
- (7) 高い収益性や商品性が見込まれる魚種の養殖技術開発や陸上養殖の企業誘致活動を行った。

3 漁業と水産加工業の連携強化

- (1) 水産加工業者による国内水産資源を原材料とする食用水産加工品の新規生産及び増産等を支援するなど水産加工業の経営安定のため資金融通を行った。
- (2) 沿岸漁業の重要魚種であるシラスについて、漁獲物の鮮度向上や魚市場における作業の効率化により、製造されるシラス干しの高品質化を図るとともに、積極的なPRを行い、販売価格の向上による漁業者の収入増加と水産加工業者の経営改善を目指した。（再掲）
- (3) 漁政課内に「水産加工業者向け総合案内窓口（通称 ワンストップ窓口）」を設置し、水産加工業者向けに水産施策や中小企業施策に関する情報を発信するとともに、相談対応などを行った。
- (4) 水産物の生産・流通拠点となる漁港等について、長期計画に基づく漁港整備や機能強化対策を進めるとともに、波崎漁港の背後地において、用地造成や道路・水道等のインフラ整備を進め、最新鋭の大規模水産加工場の立地を促進することで、自港水揚げの増加と産地の競争力強化を図った。

4 水産物の販路拡大

- (1) 消費者に安全な水産物を提供するため、漁業調査指導船「いばらき丸」等により計画的に魚介類のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施するとともに、消費者に分かりやすく情報発信を行った。
また、産地市場の衛生管理の点検指導や、貝毒等の検査を通じ、安全安心な水産物の供給に努めた。
- (2) 県産水産物の認知度向上とイメージアップを図るため、県内飲食店等において水産物フェアを実施し、県産水産物の利用促進や消費喚起を図った。
また、消費者に対し、いばらきの地魚取扱店や旬の水産物の情報を積極的に提供し、本県水産物の産地イメージの向上と消費拡大を図った。
- (3) 水産加工業経営の安定を図るため、加工原魚の買付や新製品開発等に必要な低利資金を融通するとともに、水産加工関係団体が行う新製品等の品評会開催を支援し、水産加工品の消費拡大やPRを進めた。
また、輸出に関する情報提供や個別指導等を実施するとともに、ジェトロ茨城と連携し、外国人バイヤーを招聘した商談会やセミナー等を通じて、海外企業とのマッチングを支援した。

5 元気な漁業地域づくり

- (1) 漁業者等が行う、藻場の保全や漂着物処理、海難救助等、水産業が有する多面的機能を維持するための活動を支援した。
- (2) 県内各浜で開催されている釣り大会について、地域振興策としての活用が図れるよう、地元市町村・観光部局等関係者間の連携を支援した。
また、遊漁船に乗船する釣り客が安心して楽しめるように、遊漁船業法に基づく遊漁船業者の指導を行うとともに、本県海域における遊漁船の地元ルールが守られるよう関係者による話合いの場を設ける等円滑な海面利用に努めた。
さらに、レジャーとして人気のある鹿島灘ハマグリ如潮干狩りについては、資源の状況を踏まえたルールを守って楽しんでもらえるよう周知広報を行った。
- (3) 漁業地域のにぎわいを創出するため、漁業活動との調和を図りながら遊漁船やプレジャーボート等による秩序ある漁港利用について調整や管理を行った。
- (4) 老朽化した漁港施設や海岸保全施設等の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づき必要な保全工事を実施した。

6 内水面の水産業の振興

- (1) 霞ヶ浦北浦の水産業の振興を図るため、アメリカナマズやハクレン等の未利用魚を回収し、魚の体に含まれる窒素やリンを回収することで霞ヶ浦北浦の水質浄化及び漁業被害の軽減を図った。また、養殖業者の組織体制を強化し、産地ブランドの確立や地産地消、協業化に向けた取組を促進するとともに、効率的なコイの養殖技術開発や、全国的に注目されるチョウザメ養殖の研究に取り組んだ。
- (2) 県内飲食店等において水産物フェアを実施し、県産水産物の利用促進や消費喚起を図った(再掲)。
- (3) 内水面の水産資源の有効活用を促進するため、潤沼産シジミや久慈川のアユなどの増殖研究に取り組んだほか、サケ資源の有効利用調査への支援や遊漁との調整を図った。
- (4) 水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため、新たな水生植物帯(ヨシ帯)の整備や保全対策を進めるとともに、水生植物帯の保全活動等を行う漁業者等の団体を支援した。
- (5) 本県内水面の重要魚種であるアユを活用して県北地域の活性化を図るため、遊漁者数の増加に向けた取り組みや地域資源としての活用方策等の検討を行った。
また、内水面の水産資源の維持増大を図るため、種苗放流などの増殖対策を支援するとともにカワウ被害に係る対策の協議やシジミ漁業の振興に取り組んだ。